

## 平成 2 1 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 3 号

---

平成 2 1 年 3 月 1 2 日 (木曜日)

---

議事日程 第 3 号

平成 2 1 年 3 月 1 2 日 (木曜日) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 幹雄君	2番	島田 榮一君
3番	筑井 あけみ君	4番	齊藤 嘉和君
5番	備前島 久仁子君	6番	三友 美恵子君
7番	中里 知恵子君	8番	関口 祝嘉君
9番	浅見 武志君	10番	川端 宏和君
11番	町田 宗宏君	12番	村田 安男君
13番	宇津木 治宣君	14番	寺田 純子君
15番	茂木 信義君	16番	石川 眞男君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道君	副町長	横堀 憲司君
教育 長	熊谷 誠司君	総務課長	小林 秀行君
税務課長	阿佐美 恒治君	健康福祉課長	松本 恭明君
子ども育成課長	新井 敬茂君	住民課長	佐藤 千尋君
生活環境安全課長	重田 正典君	経済産業課長	高井 弘仁君
都市建設課長	太田 巧君	上下水道課長	加藤 喜代孝君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一君	学校教育課長	川端 洋一君
生涯学習課長	横堀 徳寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	田村 進
局長補佐兼庶務係長	小板橋 保	主 査	関根 聡子

## ○開 議

午前9時開議

議長（石川眞男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 一般質問

議長（石川眞男君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き順次発言を許します。

初めに、1番原幹雄議員の発言を許します。

〔1番 原 幹雄君登壇〕

1番（原 幹雄君） おはようございます。原幹雄でございます。傍聴の皆様には、早朝からお寒い中お出かけいただきまして、大変ありがとうございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初でございますが、区長等からの要望等の管理、取り扱いについてでございます。各区长等からさまざまな要望が出されてきていると思いますが、いつ、どこから、どのような内容のものが出され、今どのような状態になっているのかということ、一元的に管理しているかということについてお伺いしたいと思います。

また、出された要望等については、速やかに何らかの回答を行っているか。また、私はこういった要望等についても管理責任者を決め、一元的に管理していく必要があると思いますが、いかが考えるかお考えをお聞かせ願います。

2つ目ですが、入札者のノウハウの事前評価と事後管理についてでございます。入札においてはさまざまなことが行われるかと思いますが、物品の購入ではなく工事等の作業を伴うものというのは、結果だけでなく、その工事の過程、作業過程においても、業者によってそのノウハウに違いが出やすいものと考えます。こういった違いを防ぐには、最初に一定水準以上のものに入札を限定するかあるいはそういった仕事の途中といいますか、過程において頻繁にチェックを行って期待水準、一定水準以上の結果となるように指導していく必要があると考えます。このような入札から最後の仕事の完了までの間について、どのような運用がなされているか、またこういった問題について、この現状どのような問題点を認識し、そういった問題点について改善を図っているかお伺いいたします。

3つ目についてです。職員の業務互換体制についてでございます。担当課の職員に質問しても、担当がないのでわからないという回答に出会うことがございます。住民からの質問等にはどのように対応しているのか、住民に対して担当がないのでわからないという回答は、役場はサービス業であ

るという認識が欠如していると言わざるを得ないと考えます。住民からの問い合わせに対して、いつでも一定水準の回答はできるような互換体制はできているのか、お伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。これで1回目の質問を終了いたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。原幹雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、区長等からの各種要望の管理、取り扱いについてお答えいたします。区長要望につきましては、文書にて総務課で受け付けし、その内容により振り分け、直ちに所管課に送付をしております。区民からの要望により、または区長自ら行う区内点検により、多くの要望が町に寄せられております。大変区長さんが頑張ってきております。平成20年度要望件数は2月末で117件、内訳を言いますと、都市建設課扱い90件、生活環境安全課扱いが24件、そのほかが3件となっております。この要望の内容につきましては、道路の舗装、補修、側溝設備や修繕などの道路関係が最も多く、この件数が145カ所、次にガードレールの設置、カーブミラー設置、道路の区画線、白線の消えたやつをまた戻していただきたいということだと思います、などの交通安全施設に関するものが28カ所、消火栓などの消防水利関係が26カ所となっております。そのほか水路の清掃、雑草の除去、公園の設備の施設拡充、施設をもっと高めてくださいと。ブランコをつくってくださいとかそういうふうなことだと思います。そういうものを全部含めると224カ所の要望が出ております。

要望に対する各課の対応につきましては、要望区長からの照会に所管から回答するほか、要望箇所ごとに、対応済み、何月に実施予定、検討中という表現であらわしております。さらに、対応不可や保留の場合は、その理由を付記してより詳細な結果報告を作成し、9月の区長会と2月の区長会で総務課から一括して区長さんに報告をしております。要望の中には、県道等の県管理にかかわるものや交通規制等の警察にかかわるものもありますが、町が対応すべきものについては、約8割はその年度内に実施をしております。そして、区長さんの要望に答えているというのが現状でございます。事業費等の理由により長期的な対応となるケースもありますが、補正予算を組むなどし、可能な限り迅速に対応をするということ、今後も引き続き努力をしていく予定でございます。

続きまして、入札者のノウハウの事前評価と事後管理についての質問にお答えいたします。まず、作業が伴うものは業者によって違いが出やすいので、一定水準以上のものに入札を限定してはどうかとの質問ですが、現在当町における建設工事等の請負にかかる指名競争入札については、入札参加資格審査を受けた有資格者の中から、工事の種類に応じて、当町の指名基準に基づく等級に格付された業者を工事の設計金額に応じて選定し、入札を実施しております。このように建設工事等の請負にかかわる指名競争入札については、現在既に当町が定めた一定の指名基準、これは一定水準とも言えます、を満たしたものによる入札が実施されていると考えております。

また、作業の過程からチェックを行い、期待水準以上の結果となるよう指導していく必要があるの

ではないかとの質問ですが、当町では現在工事の施工につきましては、指定された監督員がその工事に適合した工事運営方法や主任技術者の技術力等の施工体制、また工程管理や安全対策、周辺対策等の施工状況について、現場代理人と詳細な協議を行い施工段階ごとにプロセスチェックをしながら、適切に工事を実施しております。常に最良の工事が施工されるよう管理、監督、指導を行っております。さらに、工事完成後には確実な給付がなされたかどうかの確認を行うため、検査員による良質な施工のための工夫が見られたか等の施工状況や出来高、品質、できばえ等の検査を実施し、その検査内容をもとに工事の成績評定を実施しております。この成績評定は業者の等級格付の際の基準資料として使用し、事後管理にも活用しております。

今後もこのように適正な請負者の選定、適切な工事の施工管理、確実な給付の確認、工事の成績評定を実施し、公共の安全及び福祉の向上を目的とした公共工事の適正な履行の確保を図ってまいります。

次に、職員の業務互換体制についてお答えいたします。私は常々職員に対し、役場は最高のサービス業であると言っております。お客様へのあいさつ、これはお客様というのは町民ということで解釈していただきます。電話での対応などの接遇についてしっかり行うよう話をしております。また、毎年接遇研修を実施し、徐々にではありますが、町民の方々からよくなってきたとのお言葉をいただけるようになってきました。しかし、質問者のご指摘にあったとおり、担当職員が不在の場合でも、町民からのある程度の質問については他の職員が答えられなければいけないというのは、これはごもっともなことだと思っております。まだまだそのような声があるということは、改善の余地がまだあると真摯に受けとめております。課内部での連絡をしっかり行い、係内の業務全体の知識を深め、どうしても答えられない場合は連絡先を聞き、できるだけ早く調べてこちらから連絡するなどの工夫をして、町民のニーズにこれからもしっかりこたえていきたいと指導していく予定でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） 以降の質問につきましては、自席から行わせていただきます。

まず、最初の区長等からの要望等の管理、取り扱いについてですが、ひとつ電話等によるものは除いて、特に区長さんから出された文書というのですか、要望書等については、町長のところは全部回覧というのですか、これはなされておるのですか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 要望につきましては総務課が一元的に受け付けをしまして、それで担当課のほうに書類を回します。その後、町長のほうにもすべて回っております。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） 実は何でこういうお話をしたかと申しますと、地元の要望についてたまたま課長さんの人事異動等で交代があって、その後話が途切れたというのですか、うまく引き継ぎがなされていなかったケースがちょっとあったものですから、その辺の引き継ぎ時の対応というのは、これはまたどんなふうに各課なされているのかお伺いしたいと思います。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 町長の答弁にもございましたように、区長要望につきましては毎年9月と2月、これは最近の話なのですが、区長会においてそれまでの進捗状況、既に終わったものとか検討しているものとかあるいは需要が多いものとか、そういうものがありますので、そういうものを含めて報告しております。その中で毎年1年間単年度で終わらなかったものについても、当然そこで報告しておりますので、引き継がれていくと、そういうふうに考えております。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） わかりました。特に正式に文書で出されたものについては、しっかり管理していただきたいというのが私の要望でございます。

続きまして、入札者のノウハウの事前評価と事後管理についてということですが、今一番入札対象工事というのですか、これが金額で一番多いところ、件数で一番多いところ、多い担当課というのはわかりますか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 件数でいきますと、平成19年度のほうがいいですね、終了しておりますので。一番多いのは上下水道課で33件ございました。次に多いのは都市建設課で28件、20年度につきましては上下水道課がやはり今のところまだ終わっていませんが、26件、都市建設課が21件と、そういう件数になっておりまして、金額的にも大体その順序でいっていると思います。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） ちょっと上下水道課長にお伺いいたしますが、こういった工事に伴って苦情等が来ることはございますか、住民から。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 加藤喜代孝君発言〕

上下水道課長（加藤喜代孝君） これはほとんど各工事について、何件かは苦情が来ます。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） そのような場合にどのような対応と申しますか、指導という形になるのだと思うのですが、なさっておりますか。

議長（石川眞男君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 加藤喜代孝君発言〕

上下水道課長（加藤喜代孝君） 苦情の内容もいろいろありまして、こちらの不備による苦情、あとはまた業者の不備による苦情等、そういった場合におきましては各その監督員並びに私のほうから行って説明して、こちらの悪いところについては謝ります。それと、あとは住民の個人的なわがままのような苦情等もたくさんございます。それについても順次対応しております。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） そうすると、次の都市建設課でございますが、都市建設課のほうではそういった苦情について、苦情等が出た場合にはどのような指導をなされておりますか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 当課におきましても、先ほど上下水道課でしょうか、お答えいたしました苦情につきましては何件か生じております。特に一番よくご指摘、通行の関係でもあるのでしょうか、ご指摘受けますのは、いわゆる迂回看板等の適切に掲示がされていないというようなことも、最近では苦情をいただいております。ただいまお話を申し上げましたとおり現場代理人等を通じまして、その辺につきましてはきちんと、これは警察署の道路使用許可等もいただいておりますので、厳しくそういったことにつきましても通常監視等には努めておるところなのですが、そういうふうな苦情対応におきましては、即改善といいましょうか、看板等の設置等につきましても、きちんとどの車両が見ても適切に迂回ができる方法ということで、日々研さん等に努めております。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） ちょうど課長のほうから看板の話が出たのですが、実はこの質問のきっかけと申しますか、ある住民の方から、工事箇所があって適切な看板が出ていないために、それこそ手前まで行って右にも左にも行けないような状態になってしまったという話がありまして、それでその方が言うには、どうせこの業者だろうなというふうに想像しながら行ったら、その業者だったというふうなことを聞いたものですから、そこまで住民の方に想像というのですか、事前に想像されてしまうような業者さんというのは、やっぱり事前にというのですか、しっかり指導をしていく必要があるのではないかというか、本当に指導しているのかという、そういった疑問がありまして、それでお尋ね

したわけなのです。ですから、その辺の指導についてもう一度しっかり、特に苦情に対してしっかり対応していただきたい。その辺何回も同じようなことが起こらないような、やっぱり作業過程において業者によってノウハウに違いが出やすいというのが、その辺を意味しておりますので、この辺をしっかり指導していただきたいと思いますが、ひとつご決意のほどをお願いできますか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 特に地域的には工期等も長いわけですし、いわゆる生活道で住民の皆様の出退勤等で、どうしてもバリケード等におきましては、全面通行どめということにもなかなかまいりません箇所もあります。半開き等の関係にあります地点に他の通行車両が入った場合は、今議員ご指摘のような後退するというようなことも生じておりますのですが、これは各事業所のもちろん主任技術者の関係、発注者側の監督員を督励してそういうふうなことがないように、事前に先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、きちんと迂回路等につきましては、明確に表示するようにということで督励もいたしておりますし、そういった工期的に長いものについては、特にそういった看板類のきちんとした表示につきましても、いわゆる車両の申請等も考慮した中で、きちんと掲示するようにというようなことで指示をしまいたいと思っておりますし、今後におきましてもそういった苦情等が1件でも少なくなりますように、鋭意努力を重ねてまいりたいと思っております。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） ありがとうございます。実はもう一つこれのねらいと申しますか、考えがございまして、やはり役場の仕事というのが、多分玉村町においてはかなりの需要というのですか、特に町内業者にとってはかなりの比重というのですか、町の仕事ができればという業者はたくさんいらっしゃるかと思います。ただ、指名競争入札でこの基準でなければだめだというふうなことで、余りハードルを高くしてしまうと、逆に町内の業者が育たないといった懸念があると思うのです。ですから、逆にこういったある一定水準というのですか、そういったいい業者のノウハウを各課で持って、逆に町内の業者を多少難点があるけれどもというふうな業者まで対象を広げていって、そのかわりしっかり管理して、その業者を育てていくというふうなことに使えるのかなというふうに私は考えるわけです。そういったことで、ぜひうまくこういった業者というのですか、入札という制度をうまく使って、それで町の業者を特に育てていただけたらと思うのですが、こういった考えについていかがお思いになられますか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 原議員のおっしゃるとおりだと思っております。特に相当経済的に厳しくなっておりますので、公共工事そのものも落ちていきますけれども、民間よりは確実な仕事があります。先



ほど申したように下水道工事、都市建設の受注工事等が大分件数が多いわけですがけれども、下水道工事等は今後とも安定的に受注がありますので、そういう意味からしても幅広く町内業者を使っていくということは基本でありますし、今言ったように余りハードルを高くすると、大勢の業者が使いなくなるという懸念もあります。その辺が非常に矛盾しておりまして、といてだれでもさせるかとなると、いいかげんな工事をされては困るというのもありますので、この辺の指導をしっかりした中で、特に今年度、来年度については、町としては公共工事をきちっと出していこうと。そして、町内の業者の皆さんに仕事をしてもらおうではないかという基本的な考えでありますので、そういうことを踏まえた中で、なるべく小さな工事ができる業者にも仕事が出せるような体制をとり、なおかつ先ほど申したように町民に迷惑をかけないきちとした仕事をして、皆に喜ばれるような工事をするということを基本に置いて、大勢の工事業者に仕事を出していくという方針で今後もやっていくつもりでありますので、ご理解をしていただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） 大変ありがとうございます。ぜひそういうお考えでやっていただきたいと思います。また、そのためには、やはり職員というのですか、皆さんが要するに水準の高い業者のノウハウをどうに学んでというのですか、それでそういったちょっとノウハウ的に多少問題のある業者をカバーして、その水準を確保できるかというので、かなり職員の皆さんの能力と申しますか、その向上というのが期待されると思います。ぜひそういったことで、そういった研修なり何なりも含めてやっていただければと思います。総務課長、そういったところでそういった研修なりそういったものをやっていくお考えはございませんですか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 現在もいろいろ契約についての研修等は受けております。そして、各工事に当たっては評価をしております。担当官と、それからその課長、それから総務課の契約管財係、3名で評価しています。その内容につきましては、施工体制とか、それから施工状況、それから出来型、あとはできばえと、こういう4つの観点からそれぞれ数値で評価いたしまして、それでその工事における評点というのですか、そういうのが出ます。それによって過去2年間の平均の点を計算いたしまして、次の年のランクを決めていくと。ランクというのですか、客観数値、主観数値というのですか、そういうものを決めております。それで、客観数値と主観数値の足したもので一応ランクづけをして、それで該当工事においてランクごとに指名をしていくと、そういう形をとっておりますので、研修もやっておりますし、検査の段階で一応チェックはしていると、そういうことでございます。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） ちょっとかなりしつこくこだわっておりますが、都市建設課長、やっぱりいいノウハウをぜひ職員に習得してもらうためにも、そういった工事現場には積極的にできるだけ多く人を派遣する必要があると思うのですが、その辺どのようにお考えになりますか。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 特に現場への指導ということで監督員が現場に出向く、現実に行っておりますのですが、そういった研修等も踏まえた中での指導も踏まえて、積極的に現場指導を今後とも行いたいと思っております。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） ありがとうございます。そういうことで、ぜひ職員の能力が上がれば、ある程度町内の業者さんを、また入札制度なり何なりを通して育成をするということがかなりできると思いますので、ぜひそういった意識でもってやっていただければと思います。

最後というのですか、3番目の職員の業務互換体制についてでございますが、町長のほうから指導をしているということでございます。そのとおりなのでしょうが、今かなり各業務というのですか、この前予算書を2回見させていただいて、一度決算書を見させていただいた中で、よくもこれほどいろんな業務があるなというふうに、特にそれがかなりの部分が町の独自というよりも、国の制度なりなんなりに影響される業務がこんなにあるのかなといった感じを持った次第でございますが、そんな中でこういった担当がないからとか何とかというの、やむを得ないかなというふうにも感じるのですが、ただそれは言ってはいけない話だと思います。普通ですと、課長さんは自分の担当業務についてはすべてわかっているというふうに言われると、そのとおりというふうに言わなければならぬわけでございますが、現実にはちょっとあれだけあると無理かなという気もします。ただ、そういったことで何とか1人1担当というのではなくて、やっぱり例えば3課あったら3人がそれぞれ0.幾つぐらいずつお互いの業務というのですか、担当に乗り入れるような、そういった形をとっていないと、なかなか互換体制というのは難しいかなと思うのですが、この辺について体制は今後どんな形がとれるとお考えになりますか。副町長、いかがでございますか。

議長（石川眞男君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 原議員のおっしゃること大変よくわかります。私どもそれについては、毎日頭を悩ませているところだと思います。行政の仕事というのは、毎年毎年新しい制度ができたりあるいは制度の改正というか、そういったものが行われています。笑い話のようですが、一部を改正する条例の一部を改正する条例だとかそういったようなことも出てきまして、どんどん、どんどん積み

上がっていくものですから、そういう意味で専門性が大変深くなっている。すべてほかの人が隣のやっている仕事についても十分理解をしていれば、窓口での対応ももっと町民の皆さんに気持ちよく対応できるという場合が数々ありますけれども、なかなかそれが難しい。一生懸命それについてフォローするように、課長さんには課の中のマネジメントというのを総括してやっていただいていますし、担当さんにも正副担当をつけて、1人だけというのではなくてそういう運営もしておりますし、またもっと大きな問題では、昨日来町長もお答えしていますように、課長さん方以上で構成する経営会議というようなことで、問題の所在というか、認識を深めるような制度も、日々私ども見直しをしながら努めているわけなのですが、どうしてもそういう問題が結構法律改正もたくさんありますし、これは言いわけになってしまいますけれども、そういったことに対応すると、どうしてもなかなか例えば副のほうが正の業務について、十分に理解するというところまで追いついていかないというところがあります。

ですが、これは先ほど原議員の言葉をかりれば、町民に対しては言いわけになりますので、そういうことが発生しないように、課長さんにも課の中のマネジメントというのをしっかりしていただくというようなことで、そしてまた職員にもそういう意識で業務に取り組んでもらうような研修も行いますし、そういう指導も今後一層強めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） まだ時間がございますが、今回このような質問をさせていただいた私の考え方と申しますか、そういった背景というのを述べさせていただいて、この質問を閉じたいと思います。

まず、何というのですか、過日裁判員制度というのが始まりましたのですが、その候補者を見ますと、玉村町の割り当てが県内の町村の中で一番多いわけです。ということは、要するに人口と申しますか、名目的には大泉のほうが多いのですが、実質的な人口というのは、玉村町が今県下ナンバーワンになったのだというふうに思ったわけでございます。そうしますと、ナンバーワンの町というのは、やはり県下のほかの町村の模範とならなければいけないだろうと、これが必要であり、そういった誇りを町長はじめ役職員の皆さんがぜひ持っていただいて、それでやるのだというふうな意識が必要なのではないかというふうに強く感じたわけでございます。それで、何が必要かということであれば、まずやはり住民サービスの第一線である窓口なりそういったものにきめ細かい対応というのをするためには、職員が向上心を持ってこういうふうに行っていくのだと。住民サービスナンバーワンを目指すのだというふうな気持ちを、ぜひ持っていただきたいというふうに考えたわけでございます。

それで、もう一つは、そういった町がナンバーワンになるのだと、実質的なナンバーワンなのだから、ナンバーワンのサービスをするのだという意識を、そういう前向きな意識を持っていただければ、町全体ももっと前向きになるし、我々議員もやはり真剣な前向きな議論で、どこが……。きょうの上

毛新聞の投書欄をちょっと見ていましたら、前橋市議会に与野党は要らないと。住民目線に立って、どうにしたらいいのかというのを真剣に議論する町であってほしいというふうな要望というのですか、意見が出されておりました。私もそのとおりだと思います。ですから、玉村町は今そういうことで実質ナンバーワンなのですから、職員が一致団結して、そして向上していくのだという意識をぜひ持っていただきたいと思ひまして、このような質問をさせていただきました。最後に、町長、私のこういった考えについてご意見をお伺いしたいと思います。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） まず初めに、予算書を2回も読んでいただいたということを聞きまして、大変ありがとうございます。私もまだ2回読んでいません。1回しか読んでいませんので、原議員のその前向きな気持ちに感謝いたします。また、易しい言葉でいろいろ質問されたのですけれども、中身は大変厳しい質問でございます。我々は、本当に今原議員さんが言われたようなことをもっともっと真摯に受けとめて、日夜仕事をしていかななくてはいけないなと思っております。大変貴重なご意見というのか貴重な忠告をしていただきまして、大変ありがとうございます。今後もお互いに切磋琢磨して、県下ナンバーワンの町にふさわしいまちづくりをしていきたいと思ひますので、今後ともご指導のほどよろしく願ひいたします。

議長（石川眞男君） 原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君発言〕

1番（原 幹雄君） 町長のほうから前向きなご意見いただきました。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

---

議長（石川眞男君） 次に、7番中里知恵子議員の発言を許します。

〔7番 中里知恵子君登壇〕

7番（中里知恵子君） 議席番号7番中里知恵子です。議長の命により、通告どおり質問いたします。

昨年12月始まった世界恐慌は、1930年代の恐慌と比較して世界貿易の縮小の速度が予想よりはるかに速い速度で進んでいると、先日NHKで報じております。そこで、国が不安定な麻生政権を抱えまして、玉村町は不測の事態に直面した際、これも突発的であると思ひますが、即対応できる執行体制にあると期待しております。

質問の1問目でございますが、施政方針を聞いてその1でございますが、介護保険制度に関しては施行当初から懸念されていた事態の一つに、被保険者による負担が徐々に増大することでした。玉村町の場合、65歳以上の人口が平成18年度には5,134人だったのですが、平成26年度には7,818人となっております。介護保険施設サービスの費用いろいろあつてその中で、介護老人福

社施設給付費については平成18年度は約2億500万円、ところが23年度においてはおよそ3億5,000万円と試算されております。この推計による数字がもたらす課題と不安を解消するには、大胆で画期的で独自の介護関連事業の施策を立てない限り、町民にとって安心なまちづくりはならないと思いますがどうでしょうか。

質問2、21年度の町単独事業として、食育推進委員会を設置すると町長は述べております。食育推進事業に関しては、育と同時に安全な地産地消による食、食材の供給システムの構築を、農業、商工業と消費者である町民で図ることが肝要と考えますがどうでしょうか。この事業を通して、農業を振興させ、雇用創出につながる構想もあってほしいと思いますがどうでしょうか。

2問目にまいりまして、町の行政組織と運営がタコつぼ型、つまり縦割りであるので、巧みな連携術を習得していない限り力が分散してしまい、施政が全町民に反映しにくいのではないかと考えます。そこで、今回の質問の焦点は生涯学習関連事業にしました。急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方を吟味し、生涯学習の必要性と重要性が高まっている中で、人づくり、まちづくりの視点から、玉村町における生涯学習関連事業の分析と提言をしたいと思っております。

特に、質問3の教育委員会の役割に関してですが、これはお手元の資料をちょっと読んでいただいて、法律の文書というのは読みづらいのですが、参考にさせていただいて、委員会は生涯学習全般にわたって連動していると思われまます。玉村町における生涯学習事業とどのようにかかわってきたのか、かかわっているのか質問いたします。

けさ、ドイツのチャンネルをひねりましたら、ドイツの首相のちょっと悲しそうな表情が出ておりました。つまりドイツの南部における小中学校で銃による乱射事件があり、教員を含む15名ぐらいの生徒が射殺されたということでありまます。非常に写真見ましたら、整備のされた美しい環境にある学校でした。この事件を見て、社会は病んでいると思えます。

そこで、質問2にまいります。平成20年2月19日、中央教育審議会生涯学習分科会における答申では、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」という副題のもとに目標を掲げまして、平成18年12月における教育基本法の改正を踏まえ、生涯学習の理念や生涯学習振興行政、社会教育行政などについて改めて整理する必要があると、次のような基本的な考え方を示しております。これまでの生涯学習の振興方策等について問題点を、大体でございまして3つ挙げておりました、その一つ、特に町村では社会教育行政に関する職員組織で、社会教育において町村教育委員会が大きな役割を果たしているにもかかわらず、また委員会に配置されている社会教育主事など、専門的職員の継続的に資質を向上させる研修等の重要性が高まっているにもかかわらず、平成11年から17年までで町村で4,175人いた専門的職員、つまり社会教育主事が1,855名と半数以下に落ち込んでおります。

問題点その2、行政において、生涯学習と社会教育の概念の混同があります。学校教育を含めて、ここで概念の整理が必要ではないかと、答申です。

3番目は、生涯学習振興の方策において、これまでややもすると推進体制の基盤整備や学習の機会の提供に重きが置かれてきたのですが、学習成果の評価については必ずしも十分な対応がなされてこなかった。ですから、検討する必要があるのではないかと、こういうふうの問題点を挙げております。

そこで、玉村町なのですが、問い1、平成20年度社会教育主事は欠員でした。先日訪問した壬生町も後でお聞きしましたら、おりませんということです、生涯学習課に。それで、平成21年度にはもう予算化されておりまして、主事の補充があるとすれば、どのような事務を用意しておりますか。この法律の条文を見まして、事務というのはテーブルワークということではなくて、ここは事務処理の事務ではなくて、ここでは取り扱う仕事のことです。

問い2、ご存じのことだと思っておりますが、2であります。玉村町における生涯学習、社会教育、学校教育のそれぞれ概念はどういう考え方で進められているのか示してください。

3問、生涯学習事業の成果に関する追跡調査及び学習成果の評価について検討したことがありますか。あれば、その事例を、なければ企画はありますか。似たような質問を以前したことがあるような気がするのですが、ここでは特に生涯学習事業全般ではなくて、生涯学習推進連絡員というのがございますが、その辺について詳しく質問しようと思っております。

問い4、子ども育成課の事業も親と子がかかわるとすれば、当然生涯学習や社会教育と関係してくると思いますが、どうでしょうか。

3ですが、玉村町における教育委員会の役割。まず、問い、これは確認だけでございますが、1、教育委員会の職務権限として、地方教育行政組織及び運営に関する法律第23条4項によると、学齢生徒、学齢児童の就学、児童及び幼児の入学、見学及び退学に関することとあります。これもお手元の資料にありますので、ご参考にさせていただきます。この条文は、町の保育所、幼稚園、児童館にかかわることであり、生涯学習関連事項と解釈できますか。

問い2、同条12項には青少年教育、女性教育及び公民館の事業、その他の社会教育に関することの事務も生涯学習にかかわることではないのでしょうか。今の問い1と2でございますが、これについて教育委員会は生涯学習課における事業とどうかかわってきているのでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 7番中里知恵子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、私の施政方針の中からの質問でございます。玉村町の介護サービスの現状は、訪問介護、デイサービス等居宅系のサービスはある程度充実しておりますが、特別養護老人ホーム等施設系サービスが幾分弱い傾向にあります。しかし、第4次玉村町健康福祉計画期間で50床の特別養護老人ホームが開所し、40床の有料老人ホームも開所いたしますので、100人を超える特別養護老人ホーム待機者の緊急度の高い方の解消につながるものと考えております。緊急度の低い方、要介護度

の低い方は自宅での生活を送っていただくのですが、通い、宿泊、訪問といったあらゆる機能を持ち、施設の在宅版のようなサービスを提供できる小規模多機能型居宅介護サービスを、旧玉村地区、旧芝根地区に1施設ずつ計画をし、住みなれた自宅や地域の中で親しい人たちとともに生活をしていくことを目指していく予定でございます。今後さまざまな住民ニーズに対応した多様なサービスの構築を目指してまいりたいと考えております。

多様なサービスを提供するには費用負担が当然伴いますが、サービス提供の適正化、ケアプランの適正化等を行い、無駄なサービスの提供を省き、介護認定におきましては過大な認定等のないよう標準化を行い、給付費の削減に努めてまいりたいと思います。

また、平成18年4月に行われた介護保険制度の改正により、予防重視の観点から地域支援事業が新設されました。現在、町では地域支援事業の取り組みといたしましては、筋力向上トレーニング事業を町内28カ所で長寿会等の協力により実施をしております。今後も全行政区での実施を目指しております。この筋力向上トレーニング事業を続けることで高齢者自身の筋力を維持、向上していただき、要介護状態になることを予防し、日常生活をできる限り自宅で自立して生活していただくことで、医療費や介護保険の財政抑制に結びつけたいと考えております。また、各地区で行っている筋力向上トレーニング事業が、高齢者の皆さんのコミュニケーションの場として、閉じこもりの解消やうつ予防、消費者被害防止、これはいろいろ今騒がれておりますおれおれ詐欺だとかそういうことの情報を提供し、その場でいろんな話の中で、そういう消費者被害防止のための活用にも図っていきたいと考えております。高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせることに結びつけたいと、この計画を練っております。

続きまして、食育推進についての質問でございます。食育推進事業に全庁的に取り組むため、食育にかかわりのある関係各課の課長及び担当者、これは副町長を委員長としまして総務課、経済産業課、学校教育課、子ども育成課、生活環境安全課、生涯学習課、健康福祉課の各課による食育推進委員会を設置し、現在各課で取り組んでいる事業の確認と食育推進計画の策定に向けた協力体制をつくり、玉村町の食育を推進していきたいと考えております。

さらに、三友議員の質問でお答えいたしました。地産地消の一層の推進を図るべく地産地消計画を策定し、食材の供給につきましても検討しているところでございます。また、JA及び商工会に協力をいただいて、農産物直売所を含めた物産館の建設構想を進めていくことで、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、生涯学習と社会教育についてでございますが、この1番から4番につきましては、教育長のほうから説明いたします。3番の教育委員会についても、教育長のほうから説明をさせますから、私のほうは子ども育成課の親と子供にかかわる事業についてお答えいたします。親子がかかわる事業としては、図書館、保健センターと連携してブックスタート事業をしております。この事業は、4カ月健診のときに絵本の読み聞かせをして、絵本をプレゼントしております。これはどの家庭でも

すぐに絵本を開いて、赤ちゃんと楽しい時間を持つことができるきっかけになると思っております。また、生涯学習と連携して子育て大学を開催しております。子育て中の保護者を対象に、家庭教育、子育てに関する勉強会もしております。そのほかにも親子がかかわる事業を、他の課との連携をして、今後もいろいろと実施をしていきたいと考えております。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） おはようございます。それでは、私のほうから大きな2番と大きな3番について答弁させていただきたいと思っております。

まず初めに、大きな2番の玉村町における生涯学習、社会教育についてということでございます。そのうちの問いの1番であります、玉村町は平成20年度社会教育主事は欠員であったが、平成21年度に補充があるとすれば、どのような事務を用意しているかということについてお答え申し上げたいと思っております。20年度末の人事に関することでもありますので、仮定としてお答えしたいというふうに思っております。平成21年度につきましては、玉村町教育委員会事務局の組織に関する規則というのがありますので、それに沿って配置をしたいと考えています。

この中には、次のような項目が明記されています。生涯学習課の中には、係として社会教育係、文化財係、公民館係、文化振興係、図書館の奉仕係と位置づけてあります。中でも今回の質問に該当する係は2つあると思っております。そのうちの1つが社会教育係でございます。この係では、生涯学習の総合的な企画、立案に関する事、社会教育委員会に関する事、生涯学習団体の指導、育成に関する事、成人教育に関する事、家庭教育に関する事、人権教育に関する事、その他数項目あります。また、2つ目が公民館係でございます。公民館の事業に関する事、各種団体の指導、育成に関する事、生涯学習機会提供に関する事などとなっております。以上のような事務分掌となっておりますので、生涯学習課において、生涯学習及び社会教育の指導、助言を担っていただくということにしたいと考えています。また、平成21年度の予算の中において、社会教育主事の研修費を計上させていただきました。

続きまして、問い2の玉村町における生涯学習、社会教育、学校教育の各概念を示せということについてお答え申し上げたいと思っております。まず初めに、玉村町における生涯学習、社会教育の概念についてのご質問にお答えしたいと思います。基本的に生涯学習とは、その言葉のとおり生涯にわたって行う学習のことであり、一人一人が個性や能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送るために、自分に適した手段や方法で生涯を通して行う学習であります。例えば家庭教育での基本的な生活習慣のしつけから始まり、幼稚園から大学までの学校教育などの家庭教育や学校教育の基盤に立って行われる社会教育、広く民間で行われている学習活動であります、仕事に必要な能力向上のための学習あるいはスポーツ活動、文化活動、趣味、ボランティア活動、レクリエーション活動など、一人一人が生涯にわたって心豊かに生きていくための主体的な活動であると認識しております。



一方、社会教育とは、広くとらえますと学校以外の教育活動すべてであり、社会教育法では学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と規定されております。したがって、学校教育を除く生涯学習の支援を効率的に行うための諸施策が、社会教育であると認識をしております。玉村町教育委員会といたしましては、町民の教育や学習は、町民の最も近いところから、町民の実態に応じて発想していくということに教育行政の基本的な考えを置いて、教育を推進をしています。さらに、町教育の伝統を踏まえ、社会の変化と教育の現状等をもとに、町民の意向を反映しながら、教育環境、学習環境等の諸条件の整備確立という教育行政の役割を十分に果たし、町民一人一人がライフステージに応じて個性や能力を大切にし、いつでも、どこでも、だれでも参加できる学習の場や機会の充実と能力や個性の伸長を図る内容の充実に努め、町民の学習の成果等の教育力を共有しながら、ともに学び響き合う生涯学習社会づくりを目指して取り組むことが重要であるという考えのもとに推進をしております。

その施策としまして、新しい時代に対応する社会教育の推進、次代を担うたくましい青少年の育成、特色ある文化の振興と発信、家庭や地域の教育力向上を図る子育てネットワークの充実、この4つの施策を掲げ、玉村町MANABIおこし推進プロジェクトを柱として推進をしていくということでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、学校教育の概念についてお答え申し上げたいと思っております。学校教育は、自ら学び自ら考える教育、自己実現ができる力を育てる場であるというふうに考えていますので、玉村町の学校教育は自らの力で学習や生活をつくり出す、心豊かでたくましい子供を目指す子供像としています。学校教育では、その育成に向けて、調和のとれた知育、徳育、体育を図り、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力といった生きる力を子どもたち一人一人に育てていきます。そのために、幼稚園、小学校、中学校の交流を図りながら、各校園の子供たちの発達段階に応じた教育課程を編成し、その教育課程に基づいた教育活動を展開をしています。

続きまして、問い3の生涯学習事業の成果に関する追跡調査及び学習成果の評価について検討したことがあるかというご質問でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正になりました。それによりまして、平成20年度よりすべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に報告するとともに、公表しなければならないこととされました。したがって、本年度は点検、評価を実施しまとめているところでございますが、この改正に先駆けまして、玉村町では平成17年度及び19年度に既に教育委員会評価に取り組んでおります。点検、評価することによりまして、教育委員会の活性化及び責任の明確化を図るとともに、社会教育環境整備や諸委員会あるいは諸団体のあり方を検討して、生涯学習への取り組みを工夫し改善、充実していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、大きい3番でございます。玉村町における教育委員会の役割についてお答えいたしま

す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員  
の身分取り扱い、その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目標と  
しています。この地教行法の第23条では、教育委員会の職務権限として、「教育委員会は、当該地  
方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」と定めており  
ます。次に掲げるものとしまして、第23条の第1項に第1号から第19号までありますけれども、  
その中でスポーツに関する第13号を除きまして残りすべて、玉村町では学校教育課と生涯学習の  
2課でそれらの事務の管理及び執行を行っています。

それでは、順次問い1から答弁を申し上げたいと思います。まず、問い1の第23条第1項第4号  
は、生涯学習関連事項と解釈できるかというご質問でございますけれども、これは学校の就学等の事  
務にかかわる事務でありますので、学校教育課の所管事務であります。これは玉村町教育委員会事務  
局の組織に関する規則というのがありまして、その第5条に学校教育課庶務係の事務分掌として明記  
されております。

次に、問い2の質問でございます。第23条第1項第12号についてでございますが、2の問い1で  
お答えをしましたとおり、生涯学習課の社会教育係、公民館係等の事務分掌でございますので、社会  
教育にかかわることとなります。それらを生涯学習の諸事業として展開をしていきます。

また、問い3の質問であります。問い1で第4号は学校教育課、第12号は生涯学習課の所管事  
務とお答えしましたが、教育委員会事務局には学校教育課と生涯学習課を置くと定めていますので、  
教育委員会が管理し執行しているものでございます。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） 2問目からは自席で質問させていただきます。

まず、1問目の町長の施政方針の中での事項でございますが、介護保険制度のことで施行されてか  
ら9年目といたしますか、10年目といたしますか、先ほどちょうど原幹雄議員がした質問、まさにその  
とおりなのですが、国や県からの指令といたしますか規則、そういうものでほとんど仕事の内容がこれ  
ほどいろいろたくさんあるのかと、まさに私は同感でした。それで、そういう条例とか規則とかのも  
のに拘束されないで、町独自の施策というものを選べるというか選択できる余地が、今のこの予算配  
分というか、そういう中でできるのでしょうか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 介護保険法の法律にのっとって施策が展開されているわけですが  
けれども、町独自の方法と申しますか、これらについてはいろいろな施設等があるわけですが、これ  
は営利法人等の事業展開で施設ができてきます。町での把握というか監視をしている施設については、

小規模多機能とか地域密着型施設等を監視しているわけですが、そういったところで町独自の介護関連事業を展開するということになると、かなり難しい面があるかなというふうに思います。また、介護保険についてはかなり年々給付費が増加しているということでもありますけれども、一番大切なものについては予防かなというふうに思っております。この予防については、かなり独自の事業が展開できるのではないかなというふうに思っておりますけれども、施設等の独自の展開というのはちょっとありません。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔 7 番 中里知恵子君発言 〕

7 番（中里知恵子君） 独自の事業というのは、これは中身の検討でまた変わってくると思うのですが、そうでなくてこの段階で質問できることというのは、実は一番最初からこの点について考えていたのですが、比重の問題でしょうか。予算の配分を、ぜひこの町はこれが絶対必要なもので、こちらよりはこちらのほうを重点的にやろうという、そういった自由な裁量がきくかどうかということです。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） これから 23 年度第 4 期に向けて、いろいろな施設サービスを計画しているのですが、町としては重点的な施設サービスとして、小規模多機能型を予定しております。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、芝根、それから玉村地区に 1カ所ずつというようなことで、町のほうとすればその辺の事業を重点的に思っております。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔 7 番 中里知恵子君発言 〕

7 番（中里知恵子君） ぜひ規模が規模ですので、この規模でどう重点的にできるかという質問でございますので、そういうことです。今の点については調査の上決めることでございますので、何とも私は言えませんが、よろしくということです。

そこで、もう一点介護保険の制度について、ほかの町村ではどのような研修、その他についての対応しているかということについての研修というのはしておりますですね。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） 研修と申しますか、例えば小規模多機能、監査にいくとしますと、小規模多機能でも運営協議会というのを施設で設けております。その運営協議会の中には、地域、保護者の代表とか区長さんとか民生委員さんとか、それから町の職員からも出ておまして、いろいろな助言、指導等も行っております。そういった意味で、いろいろな施設に対してのアドバイス等の研修等は行っております。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔 7 番 中里知恵子君発言 〕

7 番（中里知恵子君） その範囲で研修はしているということと理解いたします。

質問 2 に移ります。1 つここで質問したいのは、食育推進、この食育ということが今なぜ町でこのように予算化されて叫ばれているのか、町が取り組もうとしたのか、その理由を住民が関心を持って理解できるような試み、それは今のところ考えていますか。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 松本恭明君発言 〕

健康福祉課長（松本恭明君） 食育については、食をめぐる状況が大変変化してきているということで、その影響がさまざまな形になってあらわれてきているわけでございます。例えば栄養の偏りとか不規則な食事、生活習慣病の増加等々、そんな意味で食育が大切であるというふうなことで盛り上がってきたというふうに認識しております。そのことについて住民の周知としましては、これからいろいろな方法で周知をしていくわけですが、これらについては学校が今まで国の指定を受けて、食育推進をやってきたいろいろなパンフレット等も、今までチラシ等配って周知してありましたけれども、今後も一層食育は大切なのだというようなことで P R をしていきたいというふうに思っております。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔 7 番 中里知恵子君発言 〕

7 番（中里知恵子君） 確かに賞をいただいていますので、玉村カレー、その他、それから個人の団体、グループでいただいていますので、その方たちの体験なりを土台にしてどう展開したらいいか、これから取り組むのだろうと思うのですが、例えば甲州市の場合、成功した例といたしますか、その辺の例を参考にすることが非常に大事だと思う。例えばあらゆるイベントを利用して P R したということです。目標に向かってテーマを決めて。ですから、玉村町の場合、産業祭や県で行う食育フェア等は積極的に参加したりいろいろ工夫を凝らして、ぜひと思っています。

先日、私予算委員会で言い始めたのはおにぎりでございます。おにぎり一つとっても、アピールの仕方でいろいろあると私は思いますので、私自身個人的な話になりますが、ゴロピカリを今試しています。まずい、まずいという評判なのですが、果たしてそうかなと。実際私の炊飯器で炊いて、やはり炊き方があるのです。ある地区でいろいろ、おにぎり用にはこう炊いたほうがいい、なぜ御飯はこうがいい、この炊飯器がいい等々工夫をしてのアピールの仕方があるようでございますので、地産地消、ぜひその辺いい案を出していただいて、うまくアピールできることを願っています。質問 1 は、これだけにします。

2 のほうでございますが、まずわざわざ玉村町における 2 問の、前後しますので失礼します。整理悪くてごめんなさい。生涯学習、社会教育、学校教育、この定義を概念をとということでございますが、していただきました。文字どおりの解釈というか、学習、だれでもこれはご存じだと思うのですが、

それをどういう形でどう進めるかということが大事だと思うのですが、お話の中ではっきり違うのは、社会教育と学校教育であります。教育というのは、学習したり教育をしなければいけない。ちょうど学校教育においてカリキュラムがありますように、社会教育においては、先ほど教育長がちらっとおっしゃったかと思うのですが、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、もちろんこれは体育を除いてということで、体育は体育でしていらっしゃるようなので、組織的な教育活動のことだということです。果たして、私きょう質問するのは、この点なのです。組織的に社会教育を生涯学習課でと言うと語弊がありますが、まさに一体となって、教育委員会学校教育課と一体になってしてきましたかというのは余りにも漠然としていますが、その辺は結構です、漠然とした答えで。お願いします。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 第1の質問でお答えしたとおり、教育委員会には2課ありまして、学校教育課と生涯学習課というのがあるのですが、生涯学習課が社会教育を担っていくということでございます。その大きな部分として、生涯学習というのがあるわけですが、それをどういうふうに運営していくかということでございますけれども、当然教育委員会の中には教育委員会があり、また教育委員会がそれぞれ委員を指名して成り立っている社会教育委員会というのがあります。それから、社会教育委員会の傘下としまして、いろんな委員会があります。例えば生涯学習推進委員であるとかあるいは青少推であるとか、そういう諸団体がありまして、そういう組織をつくりまして、生涯学習、社会教育というものを推進をしていくと、そういうことでございまして、何もなくてただやりましょと、そういう話ではございません。大きな担い手としましては、社会教育委員会というのが生涯学習、社会教育の全般の企画立案であるとか運営であるとか、そういう部分についてしっかりと吟味して推進をしていくと。その担当課が生涯学習であると、こういうふう考えております。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） 社会教育委員会については、かつて公民館活動の公運審ですか、それが法律の改正で社会教育委員会に移行しましたと教育長おっしゃったのですが、見せていただきますと、移行しているかどうか何を見せていただいたかといいますと、玉村町社会教育委員会の議題でございます。年間を見て、どこにあるかなという印象を持っています。

それから、今の社会教育委員会で社会教育をというふうにおっしゃったので、その点について5月、4月からですか、3月1日、一番3月1日が、月に1回会合を持たれていて、サケの稚魚の放流事業ということで終わっておるわけですが、ずっと見ますと委員の研修が、この中で3回あります。それから、あとはふるさとの祭り、町の行事に参加とあります。教育委員会あと3回は何かということなのですが、この辺のところもしお持ちならば、説明していただけますか。第4回玉村町社会教育委員

会、議題というか内容が手元にありませんので。

議長（石川眞男君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 横堀徳寿君発言〕

生涯学習課長（横堀徳寿君） ちょうどこの議会の開かれている3月10日、まだ今週の火曜日です。その日に夕方6時から文化センターのほうで開いております。そのときの議題としましては、平成20年度の事業報告、それと21年度玉村町教育行政方針について、それと21年度の予算、概略的な款項目で大きな単位ごとに、成人教育幾ら社会教育幾らというようなものを提示して前年度と対比した中で説明をさせていただきました。それと、21年度事業、ほぼ20年度事業の成果と内容等は同じようなタイトルが載っております。ですけれども、公民館事業、また子育て連、夏休みの事業等県の学びネット、県のほうの生涯学習課ですか、そちらのほうを通してインターネットを見て講師を頼んだり、そしてまた町内在住の先生になれる方等の日程等も入れないと、21年度事業まだはっきりした決まったものがありませんから、こういうものをやっていきたいというようなことで、その時期に応じたものを提案させていただきました。

それと、5番目としてシャケの放流事業ということで3月に放流しましたから、年々積み重ねてきたその成果等、また反省等もさせていただきました。それと、そうだとしまして私のほう、事務局、たまたまこの3月をもって社会教育委員さん2年の任期が切れます。ですから、その辺のところの町の行革の一つとして、長期にわたる方の任期、また複数継続されて重複して町に協力をいただいている方等がありますから、その辺のところもご理解をいただいて、新しい風を入れていきたいというふうな町長の意見に沿ったことを説明させていただきました。

以上です。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） 飛んで申しわけないのですが、社会教育委員会と、今度は教育委員会の討議、議題を見せていただきました、年間の。そうしますと、臨時会を入れて大体月に1回、数回なのでしょうけれども、見ますと、まず教育長の報告、教育長はいろいろな場面に出ていらっしゃいますから、その報告と、それから義務教育の関連。例えば一番多かったのが、要保護及び準要保護児童生徒の手続、かなりこれは事務的なことでございます。これが10回開かれたうち6回、10回のうち10回とも教育長の報告があると。そして、生涯学習については、同和問題についての報告だと思っておりますが、課長からあると。こういうことで、ほとんど生涯学習、非常に教育を、社会教育であるにしましては、ちょっと余り連携がなっていないのかなという印象を受けたのですが、生涯学習と。法律では連携をしてそれなりの、教育というのはやはり体系化ですから、それがちょっと見えないのです、社会教育の。その点いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 私そのものは余り有能ではありませんので、すべて学校教育、社会教育をマスターしていると、そういうことではありません。しかしながら、力不足の点があることは認めておりますけれども、社会教育そのものを軽視していると、そういうつもりはありません。全くありません。私の取り組みとしましては、どういうふうな取り組みをきっちりしていったらいいかという町の教育のあり方というものを、必ず教育委員会にかけています。

これをちょっと持ってきたのですけれども、玉村町の教育の取り組みの案ということで、これは21年度のものなのですが、学校教育については8ページにわたって、それから社会教育については6ページにわたって、私の考えを教育委員さん方に示し、また課長さん方にも示して、どういうふうに玉村町の教育を進めていくかということを提案させていただいています。学校教育はこういう考えでどうだろうか、社会教育についてはどうだろうか、ということできっちりとそれを教育委員さん方もあるいは社会教育委員さん方も理解をして、そして職員が一体となってどういう教育行政推進をしていくかと、そういうことでみんなで取り組んでいるというふうに私は思っていますので、私自身が特に社会教育に疎いところはあるかというふうに思いますけれども、決して軽視はしていないし、ただ教育委員さん方の教育委員会の中では、どうしても教育というと学校教育という方向へ向きがちなのです。この考え方は否めない状況があるのですけれども、そういうことではなくて4名、5名、私含めて5名の教育委員さん方にも、教育委員というのは学校教育だけではなくて、社会教育もきちっと領域の中にあるということ为先日の2月の教育委員会のところでもきちっと説明をしておりますし、そういうふうな気持ちで教育委員5名が取り組んでいこうと、そういうことでございますので、ご理解いただきたい。

議長（石川眞男君） 中里知恵子議員。

〔7番 中里知恵子君発言〕

7番（中里知恵子君） 実はもう今お答えいただいたのですが、議事録を見ますと、平成20年、昨年12月19日、教育委員会で教育長の報告の中にご自身が、玉村町の教育がどういう考え方で推進しているのか、なかなか理解していただけない状況にあるというふうにおっしゃっているのです。ということですので、町長いかがですか、今お聞きになって。というのは、保育所、児童館等々全部玉村町の教育、生涯学習の傘の下にあるわけです。その辺、先ほど一番最初タコつぼと言ったのはそういうことなので、ぜひ全庁挙げてこういう方向で玉村町の教育はやっているのですよ、力を入れているのですよということがわかるような仕組みというよりは、まずご理解をいただきたいと思うのですが、町長いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 非常に教育の問題というのは幅が広いことで、大変だと思います。私、常々

教育委員の方とお話をしているのですけれども、今中里議員さんが申したとおり、教育委員そのものが、玉村町の教育に対する基本的な理念というものをきちっと持っているのだと思いますけれども、それを表に出せないというような状況かなと思っております。それで、はっきり言いますと教育委員の皆さんが役場の教育委員会事務局等を使って、玉村町の教育をいろいろ考えていくのが本筋なのですけれども、反対に町の教育委員事務局に使われているというのが教育委員になってしまっていると。社会教育委員もそうだと思うのです。役場から通知が行くから出てくる、何かあった、報告があったから来るという、そういうパターンになってきている。ですから、全国的に教育委員や社会教育委員不要論というのが出ているというのが、その現状だと私は思っております。そうではなくて、どういうふうな玉村町の教育をしていくかと一人一人が考え、それが正しいか正しくないかというのをみんなして協議をした中で、正しい方向に持っていくというのが教育の基本理念かなと思っております。そういう中で、今後は多分、中里議員さんに前回は指摘されましたけれども、いろんな面で発想を変えていく、マンネリ化を変えていくということが私は起きてくるのではないかなと、期待はしております。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 先ほど教育委員会の私の話が出てきたのですけれども、ちょっと取り違えているような感じがします。ちょっとコピーをしてきたのですけれども、こういうふうに言っているのです。外部評価を一般町民の方々までにどういう形で広げていくかが課題ですと。その後、玉村町の教育がどういう考え方で推進しているか、なかなか理解していただけない状況にあるということ、なかなかどういう取り組みをやっているのか知っていただけないような状況があるのではないかと。したがって、教育委員会の点検評価が今年度から入りました。それを点検評価してもらうのに、適正、的確な評価をしていただくには、ある程度のやっぱり教育行政がどういうふうに進められているかということを知っていただいている方でないとどうかなと。ですから、一般町民の方々に広げていくについて言及したということでございまして、その下のある委員さんの発言をちょっと読んでみますけれども、実施状況の欄を見ると、具体的に調査しご苦労された調査書だと思います。一般の方にどの程度までということ、これを見ると難しいですね。初年度ですので、この人たちでよろしいと思いますと、こういう表現なのです。したがって、これから教育委員会の点検評価そのものについては、町民一般の方々にもしていただけるようにしていかなければならないと。そのためにもっともっと玉村町の教育行政がどうなっているのかということを知っていただけるようにしていかなければいけない、そういう意味で申し上げますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ教育行政の基本的な考え方というものはこの中に示したのですが、ちょっと読んでみたい。よろしいですか。玉村町教育委員会の教育行政推進のねらいは、新しい時代を担う人づくりである。そのよりどころは玉村町民憲章ですが、第4次玉村町総合計画にも、そこに出発点があり



ます。町総合計画は4大綱から成り、大綱3に新しい時代を切り開く人づくりがありますと。この大綱3は3つの柱、生き生きとして生涯学習のまちづくり、彩りのある芸術・文化活動の推進、活力と交流あふれる地域活動の創造の実現によって、地域を支える生き生きとした人の輪の形成を目指して町政が進められていますと。そこで、教育委員会はということで、きちんと町の第4次を踏まえて、教育行政がどうあったらいいかということで取り組んでいるということでご理解いただきたいと思えます。

---

議長（石川眞男君） 休憩します。11時5分に再開いたします。

午前10時44分休憩

---

午前11時5分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

---

議長（石川眞男君） 次に、14番寺田純子議員の発言を許します。

〔14番 寺田純子君登壇〕

14番（寺田純子君） 議席番号14番寺田純子でございます。議長に発言の許可をいただきました。通告に従い、町民の声の代弁者として質問いたします。

まず初めに、21年度の町長施政方針から食育推進事業の取り組みについて伺います。子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であります。さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てる食育を推進していくことが求められております。このような考え方に基づいて、食育基本法が2005年7月に施行されました。食を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな食の安全上の問題の発生や食の海外への依存、伝統ある食文化の創出といった食をめぐるさまざまな問題の解決に向け食育に取り組む必要があります。全庁的に取り組むために、関係各位により食育推進委員会を設置とありますが、関係各課とは、健康福祉課、子ども育成課、学校教育課の3課と思いますが、食育に欠かせない食を生産する経済産業課はどのような立場で加わるのか、食育推進委員会はまたどのような規模、内容になりますか、お聞きいたします。

地域の食育に関する人材や給食センター、学校栄養士、食生活改善推進委員等が協力して事業や活動を実践し、子供たちや保護者の食生活意識の改善を図るとありますが、どのようなことをするのか具体的にお示してください。

昨年6月に開催されました第3回食育推進全国大会の後継事業として、県は新年度にぐんま食育フェスタを開催する予定でいるそうです。ぐんま食育フェスタは、市町村との協働事業で、食育シンポ

ジウムや行政、団体による食育の取り組み、地域の食文化の紹介がイベントの中心で、2010年初めの開催予定となっているそうですが、全庁的に食育を推進する当町にとって絶好のチャンスと思われます。ぜひ手を挙げて取り組むべきだと思います。

次に、定額給付金の取り組みについて質問いたします。アメリカのサブプライムローンから起きた世界不況による日本経済の状況は、いまだかつてない状況で、去年来から続く不景気は瀕死の状態にあります。政府与党は景気対策として、総額75兆円の20年度第1次補正予算、第2次補正予算、21年度予算を決定し、今国会で審議し第1次、第2次補正は既に成立し、21年度予算も年度内に可決の見込みとなりました。この景気下支え予算は、生活者支援、雇用対策、中小企業支援、地域活性化の4本の柱から成っております。参考までに概略まとめたものを、皆様のお手元に配付させていただきました。ごらんください。100年に1度と言われる経済不況ですが、75兆円に及ぶ世界の経済支援を打ち出し、定額給付金はその中の2兆円で、財源は赤字国債の発行はせず特別会計の準備金から捻出しますので、国の税収を国民に一時戻すという定額還付金とも言えるかと思えます。定額給付金は、景気悪化と物価高騰に苦しむ国民の生活を支援するとともに、個人消費を喚起し景気を下支えすることが目的であります。野党からは愚作と言われておりますが、生活者支援として、国民には必要な制度と私は思います。こうした景気対策の手法は、今や世界的な潮流となっております。また、欧米主要国やアジア諸国、オーストラリアでも給付つき税額控除の制度が導入されております。

そこで、当町では、どの程度その給付金に対する作業が進んでいるのかお聞きします。2月1日現在の住民登録されている対象者は何人ですか、給付時期はいつごろを考えていますか、約5億6,000万円が給付つき減税として、生活支援金が当町住民全員に配布されます。経済不況下において、このお金を町内で使ってもらい地域に取り込み、地域振興活性化を図るべきだと思います。何か思案はございますか。

次に、子育て応援特別手当についてお伺いいたします。08年度2次補正の中に、生活支援緊急対策として幼児教育期、小学校就学前3年間の第2子以降の子供1人に対し3万6,000円の子育て応援特別手当が支給されます。当町での対応は、対象者は何人か、またどのような内容、手順で支給されますかお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブ設置についてお伺いいたします。08年度第2次補正予算で都道府県に基金、これは仮称こども基金を創設し、新待機児童ゼロ作戦による保育所の整備として、放課後児童クラブ設置促進事業があります。これは、小学校内において教材等の保管場所として使用されている空き教室を、放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施するものです。12月議会で質問いたしました玉小の学童保育ですが、この制度を利用して今までの問題点の解消を図り、学校内で学童保育ができ、生徒、保護者の利便を図るべきだと思います。

以上をもって第1回目の質問といたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 14番寺田純子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、21年度施政方針についてでございます。食育推進事業に全庁的に取り組むための食育推進委員会の構成メンバーについてお答えいたします。まず、食育推進委員会を設置する目的ですが、現在各課で実施している食育事業を体系化し、食育推進計画として一つにまとめることにより、今後町全体で食育推進事業を実践していくための連携体制の構築を図っていくつもりでございます。食育推進委員会の委員は、委員長に副町長がなります。そして、総務課、経済産業課、学校教育課、給食センター、子ども育成課、生活環境安全課、生涯学習課、健康福祉課の各課長及び担当職員で構成する予定です。早ければ今年度中に食育推進委員会を設置し、平成21年度に入りましたら委員会を開催して、具体的な作業に入ってまいりたいと考えております。

次に、地域の食育に関係する人たちが子供たちや保護者の食生活意識の改善を図るために、具体的にどのようなことをしていくのかの質問についてお答えいたします。これは、今まで学校教育課を中心に行ってきた学校、家庭、地域の連携による食育推進事業を、今後は町の予算で引き続き実践していきます。具体的には、保育所、児童館、幼稚園、学校等において食育だよりを発行したり、地元農家の協力を得て野菜や米づくりに取り組んだり、とれた野菜や地元の食材を使った料理の方法を栄養士や食生活推進員が指導したりしていくという予定でございます。

次に、ぐんま食育フェスタの取り組みについてお答えいたします。群馬県の新年度予算の中に新規事業としてこの事業が計上されているようですが、まだ町には、この事業についての通知は来ておりません。県の食品安全課によりますと、開催日、会場等についても決まっておらず、これから具体的な内容について煮詰めていくということでございます。その内容を見てから、手を挙げるかどうかを検討したいと思います。今寺田議員さんの意見も、十分に参考にしていきたいと思っております。

ただし、現時点では、まず関係各課で協力して食育推進計画を策定し、それに沿って町全体で食育推進事業に取り組み、ある程度成果を上げた段階でぐんま食育フェスタに取り組みたいと考えております。さらに、町の食育推進事業については、町民に周知する方法として、毎年町の産業祭りに合わせて保健センターで開催している健康まつりで、玉村町での食育の取り組みと地場産の食材を使った郷土料理の紹介等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、定額給付金の取り組みについてお答えいたします。寺田議員の言われるように、国では1月27日、平成20年度第2次補正予算が成立いたしました。現在これを受けて、当町でも給付事務を進めております。お尋ねの準備作業がどの程度進んでいるかではありますが、当町の準備事務状況をご報告申し上げます。この事務を進めるに当たって、すべての作業において住民基本台帳等が基本になりますので、住民基本台帳システムの電算業者において、給付事務プログラムの開発を行っております。このプログラムで発送準備から給付まで一貫して管理できるシステムになっており、案内

や申請書の発送のためのプログラムが間もなく完成予定であります。3月中旬から対象者抽出などの作業を開始する予定でございます。また、発送時に必要な関連事務もあわせて進めており、3月末までに完了させ、完了次第順次発送する予定でございます。

また、基準日での住民登録者数について、決定数ではありませんが、次のようになっております。合計数で3万7,864、これは外国人も含んでおります。内訳を申し上げますと、日本人では19歳以上65歳未満で2万4,109人、19歳未満7,401人、65歳以上で5,593名です。そこに外国人では19歳以上65歳未満で613人、19歳未満、134人、65歳以上14人でございます。また、給付額の総額について申し上げますと、この登録者構成で試算しますと5億6,000万円程度と予定をしております。

次に、給付時期についてであります。案内と申請書の発送を3月末から予定しており、申請期間は受け付け開始日から6カ月になりますが、基本的には銀行口座振り込みになりますので、最も早い給付開始日として5月末から6月上旬を考えております。

次に、給付金について、地域振興活性化のための思案についてであります。この定額給付金には2つの目的があります。1つは、経済不況下における地域活性化であります。もう一つは、住民への生活支援でございます。給付することで、各家庭において生活費の一部として使っていただく、このことでも地域の活性化につながると考えますので、さらに積極的な施策については、現在は予定はしていません。

続きまして、子育て応援特別手当についての質問にお答えいたします。この手当は、平成20年度の緊急措置として、幼児教育費、これは小学校就学前の3年間でございます。第2子以降の子供1人当たりにつき3万6,000円の子育て応援手当を支給するものです。当町での対象者は700人程度を予定しております。手順については、定額給付金と連携して実施する予定でございます。

次に、放課後児童クラブ、これは学童保育と言われている、設置についてお答えいたします。玉村小学校の放課後児童クラブについては、現在西児童館で実施していますが、学校から少し離れた位置にあります。そのため寺田議員からは、何度かこの問題解消に向けて対処してほしいという質問を受けていました。今回、学校教育課との協議の中で、玉村小学校の敷地内にプレハブ校舎があり、使用頻度の少ない教室があることがわかりました。この教室を利用して、放課後児童クラブができるか検討していきたいと考えております。

その事業として、安心こども基金、これは仮称でございます。安心こども基金の利用も検討していきたいと考えています。この基金については、平成20年度から22年度までに実施する事業のことです。

以上です。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 自席から再質問をいたします。

食育推進計画についてですが、副町長をトップに庁舎内7課で検討委員会をつくるとのお話でございます。21年度の予算書の中には、食育の予算が盛り込まれていたのが3課でしたので、私の3課という最初の質問で出ましたが、食育に関係する課、経済産業課も学校教育課も子ども育成課、生活環境安全課、生涯学習課、健康福祉課、そして総務課の7課で検討委員会がつけられるということで、ほっといたしました。検討委員会にはいろいろなお考えがあるかと思いますが、専門部会とか町民の声を聞く町民部会とか、また実働部会、その他等重層的にする必要があるかと思いますが、そういう中で活発な意見交換のもと、先の話になりますが、玉村町らしい食育推進計画の素案づくりを自前でしていただきたいと思うのですが、それについてご答弁いただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 食育推進計画については、食育推進会議を設けまして検討していくわけですが、その下部組織として作業部会というものを考えております。作業部会には、先ほど申し上げました各課の担当者ということで構成して、実働的なところでいろいろな食育の研究をしていきたいというふうに思っております。そして、それらが整いましたら、町のいろいろな専門的な知識の方々の意見を取り入れまして、進めていきたいというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 今回の推進委員さんの選定についても、町当局もるるお考えいただいて、今までですと区長会長さんとかという、その組織の長の方が委員さんになっておりましたが、今回は幅広く住民の声を聞くということの中で、区長会さんの代表というふうになりまして、区長会長さん、長が兼務するという、幾つもの委員会を兼ねるといって、そういったことがここで改善されたかなと、そのように思います。そこら辺の改善は認めるところでございます。そして、食育推進の取り組みについては、過日の文教福祉常任委員会で説明をいただきましたので、今後の活動について見守りたい、また大変期待いたしております。よろしく願いいたします。

次に、町長が食育フェスタについて、いろいろな実績を踏まえてから参加したいというご答弁をいただきましたが、玉村町には現実すばらしい実績があるわけです。実は平成17年度に地域に根差した食育コンクールにおいて、玉村町がトウガン給食や親子トウガン調理教室をきっかけに、学校、家庭、地域がつながった実践が全国表彰されております。また、平成20年度には子育てボランティア和い輪いネットワークが表彰されております。2年続けて全国で表彰されるということは、大変なことであると思います。そして、ここで食育の玉村というのを、全国に発信できたのではないかというふうに私も思います。さらに、平成20年度には玉村小学校が、学校給食優良学校として県から表彰されているのです。食育については、各分野において玉村町は取り組みをした結果、このような実績

をもう既に積んでおります。そういうことからすれば、我が町からぐんまフェスタ、食育フェスタに、県との協同事業でございますので、ぜひ積極的に手を挙げて推進していくべきであると思うのですが、そのことを踏まえてもう一度お伺いいたします。

議長（石川眞男君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 県の食育フェスタの事業展開はどのように開催されるのかということが、今のところはっきりしておりません。聞くところによりますと、順番制で例えば21年度は前橋市がやります、22年度は高崎市がやります、そんなふうな順番制の話も聞いております。今後食育フェスタの開催方法等、玉村町が開催へ潜り込めるようなことであれば、参加に向けて考えていきたいというふうに思っております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 群馬県の食育フェスタには、会場になれば、当然群馬県じゅうから人が集まってくるわけです。また、いろいろな話も聞け、そこでの進展もあろうかと思っておりますので、ぜひ積極的に手を挙げていただきたいと思います。

次に、給付金についてですが、第2次補正予算が関連法案が思いのほか早く、3月4日に成立いたしました。準備事務は繁多をきわめていると思っておりますが、特別チームをつくっての対応をしているのかお伺いいたします。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 国の予算が通るのを待って、一応玉村町の庁内の体制をつくりました。場所は、1階の住民課の前にあります東相談室という場所で行います。体制といたしましては、総務課の推進室の1名と、それから専門の職員を1名配置すると。それに協力職員を関係各課から出していただきまして10名、それから派遣社員として3名を置いて、それで行っていくと、そういう体制をとっております。4月は多分申請が多くなると思っておりますので、土曜日、日曜日もその事務はやると、そういうことにしております。ですから、専属の職員2人、それから応援職員10人、この10人はローテーションでその仕事につくと、そういうことです。それから、常に派遣社員3名いると、そういう体制で行うことになっております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 職員の配置については万全を期して臨むという、その姿勢が大変結構だと思います。県内の給付情報によりますと、おおむね4月中旬から5月中旬ごろに支給となっております。人口の多い高崎市、前橋市でも、4月下旬に支給をしたい方向で今動いているようでございます。

当町は5月下旬または6月始めと今町長ご答弁いただきましたが、少しでも早く支給できないのか伺います。

今、事務的な手続等るる伺っておりますので、そこら辺のところもよく承知いたしておりますが、制度が決まったら一日も早くいただきたいというのが人情ではないかと思っておりますので、5月下旬または6月初めでは、何かちょっと遠いような気がいたしますので、その件についてもう一度伺いいたします。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） この作業自体は、3月の下旬に通知書を発送いたしまして、それに基づきまして申請を挙げていただくと。その申請によりまして銀行で振り込むと、そういう形をとっております。ただし、銀行の振り込みの状態が、今折衝中なのですが、資料をデータを受けてから30日はかかるというふうに言われているのです。それなので、5月下旬になるというふうな状態なのですが、現在金融機関とも交渉中でございますので、その期間がもっと詰まればもうちょっと早くなると、そういうふうに思います。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 申請書を発送してから県の給付状況の一覧表を見ますと、大体1カ月ぐらいで支給になっているものですから、幾分か玉村町は2カ月ほどかかるようでございますので、早目にできないかということで質問をさせていただきました。玉村町の指定銀行はどこになっていますか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 群馬銀行とゆうちょ銀行、この2カ所です。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 銀行のほうの手続のためにおくれているということであれば、これは指定銀行外ではできないのでしょうか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） これは、指定銀行、ほかの金融機関にしても、多分同じことだと思います。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 支給となれば、もらう側にしてみれば一日も早くということ为先ほども言

いましたが、できれば支給日を早めていただいて、ゴールデンウィークに間に合うような、そういう施策、段取りでやっていただければありがたいのですけれども、春一番の明るい話題をぜひ町から提供していただきたいと思うのです。これについては答弁いただけますか。町長に伺いましょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今、寺田議員さんが言っていることも十分わかりますし、銀行のほうの手続もあるということもございますけれども、これが連続して出ていくのだったら、一日も早くから始めたほうがいいなというのがあるけれども、1回で終わりですから、残り物に福があるという言葉が世の中にありますから、後で楽しみながらもらうというのも一つの手かなと思います。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） では、支給の方法に3方式があるようでございますが、基本的には先ほどご答弁いただいた郵送申請で振り込み受給であります。第3の方式の窓口申請で現金受給なのですが、これについてはどのようにお考えになっておりますか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 郵送が基本的な形なのですが、窓口を設置いたしますので、申請書をそこに持ってきていただければ、それも当然受け付けます。そして、振り込みの口座をお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、そういう方については現金給付もしていくと、そういう形でございます。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 窓口に来た高齢者の方で現金支給を希望された方には、全員の方に支給していただきたいのですが、そういう対応はいかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 口座振り込みでなくて、現金ということですか。なるべく現金というものを扱うのは、非常に危険であるというふうな認識をしておりますので、例えば給付を受けた人が、その受けた帰りに何か事件に遭うとか、そういうことも考えられますので、なるべく安全な方式をとっていきたいというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） その件については、検討しておいていただきたいと思います。



きょうのテレビで、この定額給付金を目当てに詐欺まがいの、要するに役場の職員ですと言って、それで口座番号を聞いたりとか、そういったことが全国的に出ているようでございます。そういうことを考えると、間違いなく事件、事故なく安全に確実に支給事業が速やかに実施されることを望みます。これは、そういった災害の防止については、役場サイドでしっかりと周知していただきたいと思います。また、この支給の作業については、町職員の鋭意努力をしていただくことを期待いたしております。

次に、定額給付金を活用し地域活性化を図っている自治体が全国各地で広がり、地域にこの不況下であります。元気を取り込んでいます。春一番の明るい話題となっております。県下においても、現在6市町村がそういったプレミアムつきの商品券発行が決定され、そのほか6市町村で検討がされているようでございます。町でもお考えがあるかということでお聞きしたのですが、先ほどそれについては考えておりませんということでありましたが、プレミアム商品券による消費拡大については、5億6,000万円の現金が来るわけですから、ぜひ玉村町の商店街の活性化、そういったことも含めて取り組んでいただきたいと思います。

それで、きのうの議員の質問の中にもありまして、現在は予定していないということであり、商工会が玉村町のプレミアム商品券については、玉村町の商工会が実施している商品券があります。それは産業祭のときに5,000円で6,000円のお買い物ができるもので、毎回30組ほどしているそうです。そして、割り増し、2割り増しなのですが、この割り増しについては商工会が全額負担しているのだそうです。この商品券については、販売すると、たちまちすぐに売り切れてしまうという大変好評なのだそうです。そして、この春の春祭りに30万円程度、また商工会がこのプレミアム商品券を販売する予定でいると伺いました。

そこで、私が提案する施策は、さきにも申し上げましたが、定額給付金制度の目的であります。先ほど町長も言っていました。景気悪化と物価高騰に苦しむ国民の生活支援と個人消費を喚起し、景気を下支えすることにあると思います。町としては緊急経済対策として、中小企業等緊急支援事業として、今議会で専決ではあります。補正で3,000万円予算がつきました。そして、21年度の予算にも、企業向けの緊急支援事業に5,000万円がついております。中小企業による支援をいち早くされたということについては、大変敬意を表しますが、商業、また一般家庭町民には、生活者支援が何もされていないわけです。先ほど町長は、給付金が来るから、それで支援していると。これは国の制度でございますし、町はそれを受けて、いかにこの給付金制度をもとに、地域活性、振興を図っていくかということを考えなければいけないのではないかと思います。それで、企業には支援をしても、商業、一般家庭にはなしというのでは片手落ちではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 寺田議員さんの言っていることも十分わかっていますし、そういうことについても一応検討はしてまいりました。いろんな地域によって、その活用ができる地域とできない地域というのがありまして、私は水上町の町長とこの間も話したのですけれども、水上町などでは旅館を使っていただくということで、振興券みたいな形を出すという話を、現金ではなくて優待券みたいな形を出すという話をしておりました。玉村町については、利用する商工会に加盟している店も非常に少ないということで、改めて新しい商品券という形は考えなかったのですけれども、今回のこれは日本全国どこでも使ってもらえば、経済の活性化になるわけですから、町で使うことも、我々は町で使ってくださいと。いろんなところへ行って話すのは、この間も長寿会のペタンクの開会式に行きまして、お金をやりますから、町内で買い物してくださいねという話はしたのですけれども、そういう形で宣伝はしていきますし、基本的には今の日本の経済をどうするかという、大きな2兆円というのを使って日本経済をここで明るくするのだというのが、多分自民党と寺田議員の言っている基本的な考えだと思っております。ですから、余りそういう小さいことにくよくよしないで、どんどん金使えと。それで、この経済を立て直そうという大きな考えでいくのも、一つの手かなと思っておりますし、私は玉村町のいろんな状況を考えますと、そんな形でやっていくのが、この定額給付金の使い道かなと。だけど、我々は町内で買ってくださいますよということは、常に言っていかななくてはいけないなと思っております、商品券以上にそういう宣伝をしたいと思っております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 町長がおっしゃるようによくよせずに使ってくれというのも、それは当然のことです。がしかし、やはりプレミアム、割り増しの商品券があれば、さらに町民は喜ぶのではないかと私は思うのです。それで、中小企業等緊急支援事業の補正3,000万円の原資は、財政調整基金から支出しています。現在、緊急支援事業を利用している人は、きのうも聞きましたが44人で、金額としては1,300万円ぐらいだと聞いております。3月末でこの3,000万円の補正がもし全額使われなかった、残った場合どうするのかと聞きましたら、調整基金に戻すのだと、そういう話です。であるならば、せっかくここで3,000万円の補正をとったのであれば、これが利用できるかどうかというのは、また町サイドで検討していただければ結構ですが、残りの1,500万円から1,700万円あるわけですから、これをぜひプレミアムつき、要するに割り増し商品券に回し町民に喜んでいただく、また商業活性化を図るべきだと、町の施策としてそういうことをするべきだと思いますが、いかがですか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） プレミアムつきの商品券のお話でございます。このことにつきましては筑井議員の質問の中でも答えさせていただきました。19年度の先ほども寺田議員さんがおし

やっているとおり、これを発売すると、かなりの売れ行きだということは認識はしております。その中で19年度の商工会のほうの発行したプレミアムつきの商品券の使用先というのが、やはりかなり限定的というのですか、大型店等で使われているという状況でありまして、全体で83店舗ほど当町のほうは商工会のほうに加入しておりますが、その中の半分にはいかないようなところでその辺が使われているというような状況も、商工会はつかんでおりまして、その辺が小さな商店までなかなかいっておらないというような状況も多々ございますので、今回につきましてはプレミアムつきの商品券を町が半額なり全額そのプレミアム分を持つという施策は、今回とらなかったというような経緯でございます。

なお、今回の3,000万円の補正で手だてした中小企業分を、その残った部分をこういうものに使ったらどうかということでございますが、その辺につきましてはちょっとまだ考えてもおらなかったのですが、いずれにしても20年度の予算の中で手だてしたものでございますので、それを20年度で今から全部を手だてするというのは、非常に手法的にも難しい部分がありますので、今のところそちらのほうはちょっとできないのではないかとこのように考えております。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） 商品券を発行して、その商品券でお買い物をするのは、買った人にしてみればどこで買おうが自由であって、買えるところで買えばいいという、そういうことは当然ですが、利用率が、大型店に行ってしまうと小さなお店には行かなかったというのは、これは商店の努力だと思うのです。いかに取り組もうかということであれば、お客、買いに来る人を待つのではなく、自分のほうから積極的にそういったものを利用してくださいということに取り組めばいいわけであって、そここのところがどうだから、だからプレミアム商品は出さないというのは、これは理由にはならないと私は思います。

それと、20年度の第2次補正予算中に、お配りしたこの中にもありますが、地域活性化の中に、第2次補正に地域活性化交付金というのが6,000億円入っております。これを活用したらできるのではないかとこのように思うのですが、いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほど言った県のサポート資金等に3,000万円を一応補正でつけました。こういうのも地域活性化資金の中なのですが、これは事業者であれば、商業者でも小売業でもすべて使っていますから、別に生産業だけ使っているわけではないということで、恩恵は町民のすべてにあるということで考えていただきたいと思っております。

そういう中で、今寺田議員さんの言っている商品券という話がありましたけれども、町の商工会等の話の中の今の町の現状、そういうものを考慮した中で、それだけのメリットがないという結論で、

今のところは検討はやめたということでございます。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） メリットがないというのは、だれが決めるのかということになってまいります。商工会がメリットがないということではなく、住民にとってメリットのある政策を町としては実行すべきだと思います。この件については、そういったものがあるということ認識をいただきながら、ぜひ21年度に取り組めるものであれば、後づけでも結構ですから、春二番、夏一番等でも結構ですので、明るい話題をぜひ提供していただきたいと思います。

次に、子育て応援特別手当については、若い子育て家庭、玉村町は多いわけですが、その生活の支援で大体2,520万円ほどが入ってまいります。定額給付金とあわせて大きな生活支援になると思います。そういったことから、先ほども申しましたが、間違いなく、それこそ安全確実に支給ができるようにご努力いただきたいと思います。

次に、学童保育、児童クラブについてお伺いいたします。この安心こども基金というのは、今年度は1,000億円ほど国の予算として計上されているようです。これは、今まで保育というと大体厚生労働省管轄でしたが、これに加えて学校の空き教室ということの中で文部科学省もともに予算を出し合っている事業です。こういったものを活用しながら、玉小の児童クラブの懸案であった問題の解決をしていただきたいということでお話をさせていただきました。そういったことも検討していきたいというご答弁をいただいております。

さらに、ちょっとお伺いしますが、場所等については、学校にこの前伺って教室を見させていただいてきて、空き教室があるということを確認してまいりました。それで、もし仮に西児童館からこの小学校の空き教室に学童クラブが移るに当たって、何か特別に支障のあるようなことはあるのでしょうか。

議長（石川眞男君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 新井敬茂君発言〕

子ども育成課長（新井敬茂君） 玉小に通っている子供たちということでもありますので、西児童館を使っている子供たちが対象になるかと思えますけれども、過日玉小に行きましたら、校長先生並びに教頭先生がぜひ使ってくださいということで、大変好意的な協力的なお考えでありました。現地につきましても確認させていただいたのですけれども、西児童館をいろんな考え方があるかと思えますけれども、あそこは北部の地域と連担地域との真ん中ということで設置されたわけですが、その辺の経緯もあります。そこを玉小のほうに全部引っ越してきていいのかという考えがまずあります。それと、利用者についてはある程度大字によって何人ということで定員を定めた中で、分割という考えもあります。また、そっくり持ってくるという考えもあるかと思えますけれども、いずれにしてもきのうも広幹道、通過車両が1日5万というふうな話がございました。あそこを渡らなければならな

いということも考えました中で、玉小についてはどういったことがいいのかということでもありますけれども、現況としては空き教室確かにございます。それについては、兄弟のお兄ちゃん、お姉ちゃんが授業が終わるまでちっちゃい子がその教室の中で勉強して、授業が終わるのを待つと。一緒に帰るということで、これについてはお父さんあるいはお母さんが迎えに来なくても、兄弟で帰ってくるとい問題がござい。それが現行では、児童館については保護者が迎えに来て、保護者に手渡さなければならないという原則がござい。その原則を使うと、兄弟で使っている子についての対応がどうなっていくのかということも、まず今後検討しなければならないことかと思。い。

また、既設の児童館については、子供たちの学童クラブの部屋は畳の部屋に座卓を用意してあります。玉小については机を使った教室ということで、下はあれはカーペットですか。その辺は、どういふふうなことでの使い方をするのかということについては、今後十分考えていかなければならない問題かと思。い。

なお、今回の安心こども基金ですけれども、補助率につきましては国、県が3分の1ずついただけるということでもありますので、そういったことでの利用形態をどういふふうにするか、またお母さん方に対するアンケート、それも十分とった中で、あるいは現在使っている方々の考えというものもござい。それらを勘案した中で、今後どういった方向で玉小については運営方法がいいのかということにつきましては、検討していかなければ、ちょっと方向が出ないかなというふうに考え。ます。

議長（石川眞男君） 寺田純子議員。

〔14番 寺田純子君発言〕

14番（寺田純子君） いろいろ越えなければならないハードルがあるかと思。い。そういったものをしっかりとクリアしていただき、この基金は先ほど町長も言われましたが、20年、21年、22年、ですからあと2年の間の事業ということですので、そんなに待ってられないというようなことでもありますので、ぜひそこら辺等は速やかな検討をしながら、いい方向でお母さん、生徒、それから保護者に安心をぜひ与えていただきたいと思。い。

以上で私の一般質問は終了いたします。

---

議長（石川眞男君） 休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

午後0時休憩

---

午後1時30分再開

議長（石川眞男君） 再開いたします。

---

議長（石川眞男君） 最初に、町長から発言を求められていますので、これを許します。  
町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 議長のお許しを受けましたので、一言皆さんに訂正とおわびの発言をさせていただきます。

午前中寺田議員の定額給付金の支給につきまして、私が残り物には福があるというような形で、余り早く支給するのに積極的でないような姿勢をとられたということでちょっと誤解を受けましたので、改めて一日も早く玉村町としても支給ができるように、いろんな面で努力をしていくということを皆さんにお伝えして、寺田議員さんの質問の補足説明ということでさせていただきます。ご迷惑をかけまして大変済みませんでした。

議長（石川眞男君） 次に、13番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔13番 宇津木治宣君登壇〕

13番（宇津木治宣君） 皆さん、こんにちは。13番宇津木治宣です。突発性難聴ということで、急に入院ということになっていたのですけれども、きょうは一般質問ということで、外出の許可をいただいて質問をさせていただきます。ちょっと耳の調子が若干よくないので、あと二、三日もすれば治るということなので、我慢してお聞きしたいと思います。何か10日間ということで、そのかわりに体じゅうを全部調べてもらうということで、どうやら異常がないということで、秋には元気に活動ができるかなと、今張り切っているところであります。

それでは、質問に移りたいと思います。まず最初に、町長が示した施政方針についてであります。町長は施政方針の中で、物に恵まれ、自分さえよければよしという風潮がふえているのではないかと、さまざまな言葉を述べて、このような生き方、そして社会や物や金がなくても充実した日々を過ごす力強さ、今このような生き方、そして価値観が求められているのではないかと私は感じていると、格調高くまとめていらっしゃると思います。私もその部分では、まさに同感な思いがしているところであります。

しかし、この施政方針を一つ一つ丁寧に読み込むうちに、一つの課題に気がついたわけでありまして。町長は、平成21年度の予算編成方針の中でも、重点施策として5項目を挙げたいと言っているわけでありまして。その1つは、健康とスポーツのまちづくり、2番目にあんしん安全なまちづくり、3番目に食育で明るい家庭とまちづくり、5番目に環境に優しいまちづくり、こういうスローガンを掲げて施政方針の予算編成の土台に置いていくということであります。この5項目、どれをとっても全く異存を申し上げるものではありません。まさにそのとおりのものだというふうに、私も認識をしております。しかし、一つ一つ内容を吟味していきますと、要するに健康とスポーツ、安心、安全、町民と協働、環境に優しい、このどれをとってもこれは当然のことというか、要するにやらなければならないことなわけです。今、自立をしていく玉村町がどういう町にしていくのか、どんな形に運営していくのか、この気概や精神が私は欠けているのではないかと指摘せざるを得ないのであります。施政方針を読んでいきますと、さまざまなところにさまざまな内容のものを割り振っています。どんどん、

どんどん読み込みますと、あんしん安全なまちづくり、町民との協働のまちづくり、食育のまちづくりというふうに進む中で、一番肝心の玉村町の商業や農工業、そして道路網整備、生活基盤、少子高齢化、それらの対応についての指摘がなされていない。まさに、骨がないのではないかというふうには感じた次第であります。私に言わせれば、活気あるまちづくり、元気なまちづくり、町を元気にして、その上で町民に元気になっていただきたいと、こういう大筋を立てるべきではなかったのかとあえて指摘をして、町長の見解をお伺いをするものであります。

次に、質問通告に従っての質問に移ります。県央水質浄化センターのPCB汚染の問題であります。県央水質浄化センターにおいて、平成20年12月9日に採取した下水汚泥から有害物質のPCBが検出をされました。新聞報道で明らかになったわけであります。昭和55年に県と玉村町との間で、有害物質を含む工場排水については、住民参加による監視体制機構の同意がなければ、下水道に接続しないものとするとの覚書が交わされている、このとおりであります。PCBはそんじょそこらに存在するものでなく、工場やそういうところから流れ込む以外に考えられない。ということは、この協定のどこかに抜け道や何か問題があるのではないかと推測、懸念をするのであります。1月27日に県が説明をしました。要するにその説明の中でも、その後の水質汚濁防止法の関係で工場排水が接続をされている可能性があるとも、自ら述べているわけであります。現在で言えば、その当時の決められた54工場のほかにも100以上、数えればまだまだわからないという要するに危険性があるということを行っているわけです。まさに、県央浄化センターの存在地である我が町にとっては、ゆゆしく見過ごすことのできない、町民の安全、安心を守ることから、何としてもこの原因を究明していただかなければならないと思うところであります。町としてもこのような観点から、PCB汚染の原因究明や工場排水混入の排除など、公害に対する基本的な立場を、県に対しても町民に対しても明確にすべきではないかと考えるところであります。

次に、久しぶりに教育長に質問をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、今年度から教育委員会の点検評価が位置づけられました。結果評価を議会に提出し、その審判を受けた上で公表することが求められています。当町においては、どのような対応をしておられるのかお伺いをいたします。

先日、私どもの上陽地区には、回覧板で「送電線」というのが配られました。その中には、上陽小学校の自らの評価、教師からの評価、保護者の評価、児童からの評価が点数制で明らかにされました。かなり進んでいるなというふう実感をして感じているところでありますけれども、当町の取り組みについて、まずお尋ねをしていきたいと思っております。

4点目に、児童生徒に勤労観や職業観を育てる教育が重要ではないかという問題であります。私も20年ほど前から、町内のところで持ち帰りのすし店をお弁当と経営をしていましたけれども、当時中学生をインターンシップというのですか、職業訓練で3人ぐらいずつ五、六年でしようか、預かって、1日とか半日ぐらい一緒に仕事をしているんな世間話をして聞かせた経験があります。「将来何

になりたいんだ」、「僕は、飲食店やりたいんです」、希望に燃えている青年が今はどうしているのでしょうか。そういうことで、我々の働く姿に接して、何を思っていたかのかなとは思っているわけです。今のこの不景気の中、いわゆる勤労観というのが非常に時代に取り残されているというのでしょうか、若者のフリーター志向や早期離職者、一方では派遣切りとか何とかそういう問題があるわけです。この際、児童生徒に勤労観や職業観を育てるキャリア教育が重要になっているのではないかと。総合的な学習で保護者や地域の企業やNPO、ボランティアなどと連携し、経験や体験を学び話し合ってもらうとともに、職場体験などを通じた経済の仕組みを子供のころから学んでみてはどうかと提言をいたします。

次に、5番目に学校への携帯電話の持ち込みの問題です。学校への携帯電話の持ち込み問題を検討した文部科学省は、1月30日、小中学校は原則持ち込み禁止、高校は使用制限を基本にしました。携帯電話の学校への持ち込みは、禁止により単にその取り締まりだけ強化したり、携帯だけに限って取り組めばよいというものではないと思います。また、学校だけ取り組んでも、あとは自由というでもないと思います。この問題を通して、時代に合わせた学校教育を見直しする契機ととらえる必要があるのではないかと、教育長の見解をお伺いいたします。

携帯電話といっても、今やただの電話機ではありません。いわゆるネットにもつながる、まさに情報のつぼです。子供たちは知らず知らずのうちに携帯電話依存症というか、そういう情報依存症というか、そういう新しい中におぼれていくようになってしまって、その罪悪に気がつくときには、もう取り返しがつかない危険性がある。この問題は、単に子供から携帯電話を奪えばいい、制限をすればという問題でなくて、携帯電話というこういう情報化社会にどう教育が向き合っていくのか、このことが真に問われている時代ではないかと思えます。改めて教育長の見解をお伺いいたします。

次に、米飯給食の一層の充実をということであります。先日、旧真田町の元教育長さんが、大塚貢さんでしたか、PTAなどの主催の講演で語りました。学校給食を週5日全部米飯給食だと、完全和食主義と語っておられました。その成果がみごとに上がっているということをお話しになりました。文部省でもこの方針に沿った形で、週4回の米飯給食のところ、今週3回が平均だそうですけれども、もう一回ふやすぐらいまで充実させようということで意見を取りまとめようとしたのだけれども、さまざまな理由で努力目標に終わったのだそうです。いずれにしても、当町においても地産地消、さまざまな問題、そういう問題から加えても、米飯給食を一層推進してはいかがかと提案をするものであります。

また、米飯給食、パン給食、単価どうたらこうたらという話も出ています。一体パンにする、米にする、材料単価で問題があるのか、それからおかずの問題が狭くなってしまって困るのか、そういう問題についてはどうなっているのかお伺いをします。

次に、「早寝早起き朝ごはん」と、そればかり言っている県の教育長がいたそうですけれども、いずれにしても朝御飯を食べないで来る子供がいるということは、これは大変です。私も朝早く新聞配



達をするのですけれども、お母さんぐらいの方の人たちが朝4時、5時に働いているのです。当然これでは、朝御飯をつくっている時間はないのではないかなというふうに心配をするのですけれども、まさに社会の状況が、こういうところに手が至っていないのかなというふうに心配をするわけですが、当町において朝食をとらないで登校する児童生徒がいるのかどうか、確認をしておきたいと思えます。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 13番宇津議員の質問にお答えいたします。きょう、病院から病を押して駆けつけて一般質問ということで、大変な議員魂を発揮していただきまして、大変ありがとうございます。

まず初めに、私の21年度施政方針の質問からお答えいたします。施政方針について述べました5項目については、それぞれ21年度の施策の中心として取り組んでいくつもりでございます。ただ、これだけでございませんで、5項目はその大きなくくりとして申し上げましたわけでございます。この中には多くの施策が入っていますが、ほかにもいろいろと町民のために、いいまちづくりのために方針を出しております。一例を申し上げますと、食育で明るい家庭とまちづくりとありますけれども、この中では農政関係を中心に食と農の関連、そして農業生産から町内産野菜の食べ方講習会までいろいろ広く話をしているわけでございます。また、一番の問題であります人口の問題でございます。人口増をどうするかと、少子高齢化の社会に向かっていく町の姿勢というものを言っているわけでございます。その中で保育所、学校の設備等に力を入れていくと。また、道路関係においても、いろいろとハード事業に力を入れていくということで、21年度方針を述べているわけでございます。

大変貴重なご意見をいただきまして、基本的に骨がないという意見を言われました。私は、このいろんな細部の方針から21年度、これに骨をつけていく、町民とともに骨をつけていくと、骨をつくっていくという、そういう気持ちでこの方針を実行に移していきたいと思っております。我々は、行政の最前線、住民と向かい合って行政をしていくわけでございますので、行政というのは、まずは当たり前のことをきめ細かく、そして確実にしていくということが、私は町民サービスの最も必要なことかなと考えておりますし、今後も議会の皆様にいろいろご助言やご指導を受けながら、21年度玉村町町民の皆さんが住んでよかったと思われるまちづくりをしていくという覚悟でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、県央水質浄化センターPCB汚染の原因究明をということで質問を受けました。PCBの流入につきましては、1月27日全員協議会において、県下水道環境課から説明があったとおりでございますが、その後県からの報告によりますと、高崎市の江木地区からPCBの痕跡が発見されたということでございます。その周辺及び上流にかけて、PCBを保管している事業所を中心に立入

調査を行うとの報告があったところでございます。また、健康項目にかかわる有害物質につきましては、当時は9項目でありましたが、その後追加され、現在では27項目にプラスダイオキシン類となっております。当時、この有害物質を取り扱う工場は54工場でありました。しかし、県の説明によりますと、現在の27項目では100ぐらいの工場が追加されるのではないかとのことです。ですから、150程度の工場があるということでございます。また、54工場につきましては、実情はどのようになっているか報告を求めたところ、チェックが行われておらず、今回調査して初めて1工場が接続されていたことが判明した状況でございます。

当時、この県央処理場でございますけれども、公害物質は入らないから、絶対に玉村町では公害が出ないというのが県の説明でありました。そのための有害物質を取り扱う54工場のカットであり、また不法投棄等管の中に入ってしまったら、浄化センターに流入する前に有害物質が感知でき対処できるとのことで、自動水質監視装置を設置したわけでありました。しかし、法の基準には達しなかったとはいえ、PCBが検出されたのは事実であり、これは重要な問題であると認識しております。

いずれにいたしましても、被害を受けるのは玉村町であるということでございます。有害物質の流入や不明水の流入等、公害が出てからでは取り返しのつかないこととなります。また、調査研究委員会からも、PCBの問題について執行及び議会に対しまして、この問題に対する基本姿勢を明確にし、3者協議を行いたいとの要望も出ておりますので、絶対に公害が出ないよう議員の皆様と意見統一をした中で、県に強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、あとの分については教育委員会部局に関するものでございますので、教育長のほうから回答いたします。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） それでは、私のほうから3番から6番までの質問にお答え申し上げたいと思います。

まず初めに、3番の教育委員会の点検、評価についてということでございます。質問項目としていただきました学校評価については、平成14年に小学校、中学校設置基準等が施行され、各学校は学校評価の実施とその結果の公表に努めることとなりました。これを受けて、平成16年には群馬県における学校評価ガイドラインが示され、当町においても既に5年間にわたって、すべての学校、幼稚園において学校評価を実施してまいりました。学校が評価活動を重ねる中で評価する内容や方法を少しずつ見直ししながら、学校運営の改善、充実に努めているところであります。

質問項目としては、学校評価とありますけれども、質問要旨を見ますと教育委員会の点検、評価ということについてのご質問のようでございますので、その辺についてこれからお答え申し上げたいと思います。平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている教育委員会の点検、評価に対する当町の対応についてお答え申し上げます。

既に中里議員にもお答えしたわけでありますけれども、改めて申し上げたいと思います。教育委員会においては、既に平成17年度末教育委員会の点検、評価を実施しております。この取り組みは、全国的に見ても先進的な事例であるとして、平成20年4月には日本教育新聞において紹介されました。また、教育委員会が自らの事務事業を点検するために、関係各部署の長に意見を求める評価方法に特色があるとして、文部科学省の教育委員会の点検評価に関する参考資料として取り上げられました。また、平成19年度末には生涯学習課が所管する事務事業について、自己点検、自己評価を実施し、本年度の各施策の展開につなげております。

町では、このような取り組みを主体的に進めてまいりましたが、今年度から新たに法律に基づく形で点検評価が位置づけられました。教育委員会では、これまでの取り組みに若干の修正を加えて、本年度教育委員会評価を実施しているところでございます。平成20年度については、教育委員会が進めている事務、事業について、その成果と課題を明らかにするとともに、有効性、必要性、方向性の3つの観点から、次年度以降のあり方を点検しているところでございます。また、この点検評価の過程では、各学校園長はもとより、教育にかかわる各種団体の長によって組織されているMANABIおこし推進協議会の方々にも教育行政に対するご意見をいただき、点検、評価のための資料とさせていただいております。点検、評価の結果については、3月の定例教育委員会までに協議を終え、次年度9月には議会に報告する計画でございます。その後、町のホームページなどを通して、住民の方々にも公表してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、4番目の児童生徒に勤労観や職業観を育てる教育についてお答え申し上げたいと思います。2004年の1月、キャリア教育の推進に関する協力者会議から最終報告書「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために」が公表されました。その背景には、従来学校における進路指導が、ともすればよりよい上級学校への進学に偏り、結果として子供たちが生きることあるいは働くことについて学ぶ機会が少なかったという反省がありました。このことが、子供たちが社会人、職業人として基礎的、基本的な資質、能力を身につけないまま学校生活を終えるということにつながり、ご指摘のとおり定職につかないあるいは働く意思のない若者の増加の一因にもなっているのではないかと考えています。

玉村町においても、キャリア教育の充実は重要な教育課題であるにとらえ、子供たちの発達段階に即した指導を進めているところであります。その一例として、小学校では米づくりなどの体験的な学習、クリーン作戦、ぴかぴか運動などの勤労奉仕的な活動、また学級活動や生徒会活動などを通して、集団生活を向上させるための役割や責任について体験的に学習をしています。中学校では、これらの学習に加え、例えば職場体験学習では、町内を中心とした約70カ所の事業所にご協力をいただき、すべての中学2年生が小グループに分かれて、3日間の職場体験での体験的な学習を行っています。事前には、「働く意義を考えよう」、「職業選択の方法を調べよう」、「自分の適性を知ろう」、「礼儀やマナーを身につけよう」などの学習、事後には「職場体験を振り返ろう」、「10年後の自分、

20年後の自分」などの学習を行い、体系的な指導を行っています。

また、総合的な学習では、「生き方講話」と題して、看護師、栄養士、介護士、会社員、自営業の方々など、多方面で活躍をされている職業人を講師として招き、子供たちが興味、関心のある講義を自ら選択して受講する学習を取り入れている学校もあります。この学習においても、事前、事後の学習を工夫し、子供たちの自発的、主体的な取り組みを促しています。学校教育において、キャリア教育の充実が重要な課題であると認識をしておりますので、平成21年度の玉村町教育行政方針においては、幼児、児童生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育の充実を掲げていく方向でございます。総合的な学習、特別活動に限らず、学校のすべての教育活動を通して子供たちのキャリア形成を推進し、次代を担う人づくりにつなげたいと考えております。

続きまして、5つ目でございますが、学校への携帯電話の持ち込みについてお答え申し上げたいと思います。まず、子供たちの携帯電話の所有率でございますが、全国的な調査では中学2年生で46%、小学校6年生で25%となっております。県内の調査からは、中学2年生で37%、小学校5年生で17%であり、玉村町もほぼ同じ状況でありました。小学校からは、中学生になってから買い与えるという保護者が増加してきていると報告も受けています。

このような環境の中で、子供たちが携帯電話やインターネットを利用する機会は、近年急激に増加しています。それに伴い、インターネット上の掲示板等を利用して、特定の子供を誹謗中傷するネットいじめという問題、また子供たちが出会い系サイトなどの有害な情報にアクセスして犯罪に巻き込まれる事件が、全国的に起こっています。そこで、この1月30日、文部科学省より学校における「学校における携帯電話の取り扱いについて」が通知されました。この通知を受けて、マスコミ報道等では、学校への持ち込みを原則禁止するという部分のみが大きく取り上げられていますけれども、このような一律の禁止を求めることだけでは問題が解決できないことは、ご指摘のとおりであると私も認識をしております。

これは、例えばかつて30年ぐらい前でしょうか、1980年代初めに全国的に繰り広げられた「バイクの三ない運動」というのがございました。これは、高校生のバイク事故をなくすために、バイクに乗らない、バイクを買わない、免許を取らないという3つの禁止を子供たちに一律に求めた運動でした。この運動により、高校生がバイクに乗らなくなり、結果として事故がゼロになると考えられましたが、現実には反対でございました。そこで、禁止や規制に重点を置くのではなく、高校生が主体となって交通安全運動に参加する仕組みをつくり、高校生、保護者、学校が一体となって安全教育を実践することで、事故を減らそうとする取り組みが改めて展開をされました。

冒頭で述べました文部科学省通知の内容は、まず子供たちに対して、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止をするということ。しかし、持ち込み禁止を行うだけでは、子供たちを守ることができないことから、学校に対して情報モラルをしっかりと教えることが重要であること、またネット上のいじめを含むいじめ等に対する取り組みのさらなる徹底を進めていくこと、さらに家庭や地域に対しては、

身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があることを求めています。このことから明らかなように、今後は携帯電話、インターネットを介したさまざまなトラブルから子供たちを守り通すために、学校、家庭、地域が一体となった取り組みが必要であると認識しております。そのために、私たちがさらに推し進めるべきことは、情報モラル教育の一層の充実、ネット上のいじめを含むいじめ等に対する取り組みのさらなる徹底、そして家庭の教育力との連携であると考えております。

町では、既にすべての小中学校において、携帯電話の持ち込みは原則禁止するという方針を児童生徒、保護者に対して示しております。また、平成20年7月号の「広報たまむら」では、「お父さん、お母さん、お子さんのケイタイ・ネットの利用は大丈夫ですか？」と題して保護者への啓発を行いました。さらに、玉P連、玉村町のPTA連合の本部役員会を通しまして、問題の未然防止、解消のためのPTA活動の促進を要請しております。

続きまして、6つ目の米飯給食の一層の充実をということに対しましてお答え申し上げたいと思います。当町においても、米飯給食をふやしてはということでございますが、当町においての米飯給食は週3回、月、水、金の週3回実施しています。米飯回数を月1回程度ふやすことは可能ですが、週5日すべて米飯にすることになると、バラエティーに富んだ献立作成が難しくなります。また、米炊飯委託料、加工賃でございますが、これを町で負担しているため、それに伴う予算の確保が必要でございます。残りの2日、火曜日、木曜日の2日でございますが、パンが原則でございますけれども、うどんとかラーメンなどといっためん類も取り入れております。パンにつきましても、県内産の小麦を取り入れております。また、来年度は地元産の小麦でつくったパンを月1回程度提供していきたいと考えていますので、週3回の米飯がよいのではと思っております。

学校給食では年間の計画に基づき、行事食、郷土料理、群馬の伝統食、世界の料理、学校からのリクエスト献立などを行っています。現在、外国の食文化を知るという目的で、20年度は月1回「オリンピック開催地ご飯」と題しまして、例えばイタリア、フランス、イギリス、カナダなどの料理を取り入れて、その国の食文化を知らせるという取り組みも行っております。そういった目的の献立には、パン食が必要となってきますので、パン食を取り入れつつ御飯食を大切にしていきたいと考えております。

ちなみに、平成20年5月現在における県内の米飯給食実施状況ですが、週3回がおよそ70%、69.2%ですが、占めておまして、4回はございません。一番少ないのが3.5回ということで、0.8%という結果でございます。あとは2回とか2.5回と、そんな状況で玉村町は3回と、こんな状況になっております。

次に、パンと米飯の材料単価の違いはということについてお答え申し上げたいと思います。当町のパン及び米飯は、群馬県学校給食会より提供していますけれども、パンの学校売り渡し価格、ちょっと細かく申し上げますと、小学校1、2年生は40グラムでございます。単価が37円65銭、小学校の3、4年生は50グラムでございます。40円2銭、小学校5年生、6年生が60グラムで42円

39銭、そして中学生が70グラムで44円76銭、こういうふうに小麦粉の重量規格によって異なります。同様に米飯の売り渡し価格も重量規格で異なっております。例えば加工米、ワカメ御飯であるとか桜御飯であるとか白麦御飯であるとか、そういう加工米はちょっと割高になりますので、白米で申し上げたいというふうに思います。小学校1年生が60グラムで43円76銭、小学校2年生が70グラムで47円1銭、小学校3、4年生が80グラムで49円75銭、小学校5、6年生が90グラムで52円50銭、中学生が100グラムで55円75銭、パンと米飯、ちょっとグラム数が違いますけれども、1年生から中学生までのパンと米飯の比較を申し上げますと、米飯がパンより6円から11円価格が高くなっているという状況でございます。

ただし、米飯の売り渡し価格というのは、精米と炊飯料、加工賃の合算となっておりますので、精米だけの売り渡し価格をちょっと申し上げますと、パンの売り渡し価格と比較しますと、平均ですが、およそ18円50銭、19円近くの状況ということで、パンよりは低額になるということでございますが、これに炊飯料がおよそ27円80銭加算されますので、米飯がパンより高額になります。そういう状況でございます。この27円80銭が玉村町の補助として支出しているという状況でございます。20年度町から米炊飯委託事業として1,515万円の委託料をいただきますけれども、これを週5回米飯にした場合は、単純計算でおよそ757万円ほどの増加となると、こういうことでかなりの負担増になると思われま。

次に、朝食をとらないで登校する児童生徒についてということでございますが、それにお答え申し上げます。最近の調査結果では、平成20年4月に実施した全国学力、学習状況調査の結果によりますと、朝食を毎日食べていると答えた玉村町の児童生徒は、小学6年生で89%、中学生3年生で84%でした。これは、全国と比較して3%程度高い結果となっております。また、平成21年1月に、つい最近ですけれども、1月に実施した玉村町総合学力調査によりますと、小学校ではすべての学年で92から95%、中学校1、2年生では90%となっております。過去にさかのぼって比較してみますと、約4年前、平成17年6月には小学生で88%、中学生で80%であったことから、玉村町の小中学生の朝食を食べる割合は徐々にふえてきていることがわかります。これは、児童生徒の認識の高まりのみならず、各家庭の意識の高まりによって実現されるものであります。町として推進してきた食育への取り組みが、一定の成果を上げていると考えています。

一方、朝食をとらないで登校することがある児童生徒がいるわけでございますけれども、これらの児童生徒に対しては、これまでの指導の継続とともに、より一層個の状況に応じた指導、各家庭の事情を考慮しての支援が必要であると考えております。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番(宇津木治宣君) 引き続き自席から質問を続けたいと思います。ちょっと元気がよ過ぎて、

時間が押してきました。

最初に、施政方針についてですけれども、骨がないと、ちょっときつかったかな。いずれにしても、施政方針の一番の根本のどういう町をつくっていくのかと。自立をしていく町、この不景気の中でのまちづくり、そういう今年度の大もとの心構えの上に立脚した5つのスローガンであってほしいなと思って、先ほど町長はそれを踏まえてのことだというふうにご答弁をいただきましたけれども、もう一度改めてその辺の考えを確認をしたいと思います。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私、一番の課題というのか、玉村町の問題点というのは、将来少子高齢化社会になったときに、ほかの町村に比べまして、玉村町がとても高い高齢化率の町になるということでございます。ですから、これに今から対処していくということが一番大事ななと思っておりますし、その中で今やることは、高齢者の皆さんに健康な生活をしていただくということと、高齢化対策としては若い人を町に入れていく、若い町をつくっていくという。そのために今までいろんな施策をした中で、雇用をつくったり教育施設を充実したり、子育ての施設を充実したりということが、すべてそういうことに向かったの施策でございますので、私とすればまさに活気のある若い人たちを入れた若い町をつくっていくということが、これからの玉村町の一番重要ポイントかなと考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 要するに、玉村町が今一番将来にわたって抱えている基本的な問題、直面している問題、克服しなければならない問題というのは明白だと思うのです。やっぱり基盤となる商工業をきちっと整備をして、農業、商業を活気あるものにしていくと。と同時に、この人口増、要するに少子高齢化、玉村町は外部から血液を輸入したような状態、一遍にその年齢が年をとっていく。明らかに年寄りの社会になると。要するに高齢化になる比率で言えば、日本一だと言われて、比率ですよ、割合で上っていくといえ、そのことに対しての認識のもとについた要するに基本方針を、やっぱり明確にわかるような形での、バックボーンにした上でのスローガンであってほしいなと改めて思います。この辺については論をまちませんので、提言をし、指摘をして終わりたいと思います。

次に、PCBの汚染の問題です。これは去る二、三週間前でしたか、県議会でも井田県議が取り上げて質問をしていたようです。それなりの答弁が返ってきたようですけれども、当町においても非常にゆゆしき問題だということで、この問題について町長は県に対してどのような対応をとられたのか、お伺いをいたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 県のほうから最初に玉村町に報告が参りました。町としては、県に説明を聞

いた後に県のほうに要望というのか、申し込みをいたしました。それは、まずは原因の究明、そして再発の防止、これを徹底してくださいということでございます。原因の究明については、現在も県はその原因の究明のために、相当な費用をかけて進んでいるということでございますし、基本的にはこれが継続はせず一過性であったということが一つの救いかなと考えておりますけれども、一過性であってこれが消えたからいいというものではなくて、やはり公害がないという約束のもとでできた処理場について公害が起きたわけですから、これは公害と言えるまでいくかなというのは、これからの問題ですけれども、一過性であってもこういうものが起きたということは大変重要でございますし、原因を究明して二度と起こさないということと、ある程度我々が、玉村の町民が納得できるような形で、これを決着しなければいけないかなと考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言 〕

13番（宇津木治宣君） 県の井田県議に対する答弁では、刑事問題だと、調査も入っているというような話も出ているのですか、その辺についての情報は何か入っているのでしょうか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔 総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長（小林秀行君） 県のほうもただいま調査中でございます。現在の状況ですと、高崎市の江木地区内のところから、管渠の中から微量が発見された、ということが報告されております。それで、あとはPCB廃棄物を扱う可能性のある事業所、例えば古物商だとか電気工事関係の事業所、こういうところに立ち入り調査をこれから行うと。そして、どこから流入したかを突きとめたいと。今途中経過でございますが、そういうことでございます。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言 〕

13番（宇津木治宣君） この問題については、非常に町の処理場を建設をする根幹にかかわる問題ですから、ゆめゆめないがしろというか、おざなりな対応をしないで、しっかりとした町民の意識を示していくことが、さまざまな課題の解決にもつながっていくのではないかと。今回はPCBの問題がセンセーショナルに取り上げられましたけれども、先日の全員協議会でもさまざまな問題があるし、今後いろんなこと、処理量の問題、運動公園の問題、それから炭化設備の問題、あらゆる問題を研究するにしても、こういう状況の中で、うやむやにした段階の中で物事は進まないのではないかと。ということで、改めてこの問題について深く取り組んでいただくように要望しておきます。

次に、学校教育委員会の評価については、その程度にしておきまして、児童生徒に勤労観をという提言なのですが、やっぱり派遣労働とかいろんな問題があって、その問題ももちろん重要です。一方では要するに働くということと学校教育、教育の問題と何か結びついていないで、目先の点数とかそういう問題になってしまっているのではないかと。ただ、一切学校ではそんなことないよと



いうことであるのですけれども、社会全体としては何となくそういうふうになってしまって、若者があれだし、その上それに乗じるような形で労働法制がどんどん切り崩されている中で、まさに若者が使い捨てになってしまっていると。いわゆる社会の基盤が失われてきている。将来に対しての宝物を大事に扱っていないような危惧もする。

こういう中で、学校現場で生きる力というのは一体何なのかということで、そうすると生きるということは働く、働くということはお金をもうけるだけではなくて、生きていくこと、すなわち生産をすることとかそういうことになると思うのですけれども、具体的にはどんなことを今お考えでしょうか。こんなことをやりたいとかというのは、具体策お持ちでしょうか。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 今の学習指導要領が平成22年度までなのです。しかしながら、新しい学習指導要領と現学習指導要領が、21年、22年とダブって実施をされると、そういう移行期があるわけですけれども、新しい学習指導要領の中で出てきたというのは、現学習指導要領の反省として出てきている。大きな問題として、言語と体験ということを言っているのです。言語、思考力とか判断力とか表現力とか、そういうふうなものをきちっとやっぱり持って、そして自らの力で物事を解決できる力をつけていくのだということ言っているわけです。

それから、もう一つは何かというと、座学で学習ということではなくて、座学で学習したことあるいは体験的に学習したこと、そういうふうなことを互いに研修し合うというような、そういう学習が本当に大事であるということ言っているのです。特に座学的な学習が中心になってきましたので、少し体験的な学習を取り入れていかななくてはいけないと、そういう方向に新しい学習指導要領は展開してきています。そういう意味で、私どもも十分時間がとれるような状況の中で、どういう体験的な授業を取り入れていったらいいかということを考えているわけですけれども、学校の中では相当いろんな体験をしていますし、来年度は玉村中で行っていた山ノ内ですけれども、南中も実施するというようなことでもありますし、かなり子供たちは自らいろんなものを求めて体験をするという方向に、各学校が取り組んでくれているというふうに考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 次に、携帯電話の問題です。携帯電話というと携帯電話機という感じですが、今やコンピューターを持って歩いているような、要するに外部社会とネットにつながっているということで、情報の端末なのです。私も大分パソコンとかそういうのに詳しいほうだと思いますけれども、子供の携帯電話、インターネットの社会の進行というのは、全然想像を超えているという状況なようです。我々は知らない奥の奥のいろんな操作が、子供の身にどんどん、どんどん浸透していく。使い始めると、例えばそれがメール一つでも、電話だと目の前でかけてかかってくる。昔

だったら「何々ちゃんいる」、何回も、3回も4回もやれば、「いいかげんにしろ」と親が切る、つながないということにもなるでしょうけれども、メールで着信でちょこちょこ見えないところで動かす。御飯食べながらでも、いすの下でメールがやりとりできる。来なかったら、「何シカトしているのよ」というような話になる。1日10回も20回もやりとりするというような状況も生まれているようなのです。一方、子供にそれを絶対やめると、遮断しろと言ったならば、ある学校の先生に聞いたのですけれども、自分の子供でもできないと、それは、そういう制限という形は。非常に難しい問題になってきているのだと。

先ほど三ない運動、バイクの話がありました。私が高校生のころ、ちょっと後でしょうか。乗らない、乗せない、免許を取らないということで、要するに問題点から子供、児童生徒をよけさせるということで、そのかわり抜け駆けでいくところは全然知らない間にやってしまうと。同時に、卒業したらもう社会にほうり出して、危険を全然予知しないところで、また新たな危険に遭遇すると。非常にだから抵抗をつける、社会になれていくと同時にその仕組みを熟知していく。一方、携帯電話会社は、子供たちにもどんどん売り込もうとしているいろんな機能をし、それがないといられないような仕組みも商業政策としてとっていくと。親がどんどんつくって子供に買い与えるような形にしておいて、一方教育現場ではそんなのよせというのでは、全然子供の立場からとって納得いかないような話になるかと思うのです。

そういう状況の中で、教育現場というか教育長として、こういう問題にどういうふうに取り組んでいったらいいかと、率直に見解をお尋ねする以外にないのですがいかがでしょうか。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君発言〕

教育長（熊谷誠司君） 学校教育の難しさということをちょっと言いますと、今社会の変化が急激に変わっています。どんどん、どんどん変わっています。やはり子供たちといえども、社会の変化に対応すると。どちらかといえば、大人よりも子供のほうが、社会の変化に柔軟に対応していくのだというふうに思っているわけです。社会の変化に対する影響というのは、相当子供たちにあります。したがって、学校教育で子供をきちっと指導していても、社会の中でそれに反することが多々行われていると。子供たちは大変迷うわけです。どうしていったらいいかと。やはり学校としては、正しい方向できちっと指導するわけですが、それが行われない社会があるとすると、そこをどういうふうにしていくかというのは大変難しい。やっぱり今町長の施政方針の中にもありましたけれども、余り他人を思いやらないとか、詐欺行為であるとか、偽装であるとか、いろんなものが蔓延しています。そういうものをとにかく是正できるような社会づくりをしていかないと、私はだめなのではないかというふうに思っているのです。

やっぱり私もこの携帯電話のことについて、玉P連の機関紙みたいのがあって、そのところに安全、安心ということとということとちょっと書いたのですけれども、まず安全、安心というのは、自分

自ら積極的に取り組んでいかないとだめだと思うのです。そういう心構えを、やっぱり子供たちにきちっとつけてやるということが、私は学校教育の大きな役割だというふうに思っています。それをどういうふうに家庭と連携をしていったらいいかということが、大きな問題だと思うのです。したがって、家庭の保護者であるとか家族であるとか、そういう方々が携帯であるとかパソコンであるとか、これは道具でございますので、道具をいかに目的に合って使えるかということ、子供とじっくり話し合っていくということが大前提ではないかというふうに思っています。

そこで、もし目的に応じた携帯電話の使い方ができなければ、やっぱりそれは与えないというぐらいの強い保護者なり家庭の指導力があって私はいいのではないかというふうに思っているのです。それはなぜかといいますと、携帯電話を学校に持ち込まないということについては、一つの成果があるのです。それは何かといいますと、学習活動であるとか学校生活活動であるとかそういうふうなことに、余り携帯のほうに気がいかないで、落ちついて学校生活を送れるということだと思います。それは大きな成果なのですけれども、学校から家庭に帰れば使い放題という話になってしまうと、一体学校でやっていたことは何になるのだという話になってしまいますので、やっぱり先ほど言いましたように学校と家庭あるいは地域、関係機関との連携ということをしっかりやって、子供たちを守っていくということが私は大事ではないか、こういうふうに考えています。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君発言 〕

13番（宇津木治宣君） 年をとってきますと、もう終わりなのですけれども、子供たちはこれからずっと将来を、今のこの情報化社会を生きていくということですから、子供たちにとって考えれば、この情報化社会に敢然と向き合う以外にないと。ごまかしてちょっと目をそらしてやり過ごせばいいという段階ではなく、やはり教育現場でこういう情報化の問題についてどう取り組むかというのを、真剣な論議をいただきたいと思うのです。私も余りにも心配なものですから、教育長の見解を伺ったわけです。

最後に、給食費の米もう一回どうだという、お金の問題が出ましたけれども、何か1回ふやすのに700万円、お金の問題ではないですよ、町長。そのくらいのことは別にいいのでしょう。どうでしょうか、短い時間ですけれども。

議長（石川眞男君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） これは子供の成長のことですから、金の問題ではございません。ただ、この問題については、全国的に米、米飯をふやしていこうというような傾向でございますし、玉村町が米麦中心の地域であるということを考えますと、前回も村田議員さんからそういう話が出ましたけれども、やはり米飯給食というのは今後も検討しながら、できるだけふやしていくという方針は、町の方針としてはいいかなと考えております。

議長（石川眞男君） 宇津木治宣議員。

〔 13 番 宇津木治宣君発言 〕

13 番（宇津木治宣君） 以上で終わります。

---

議長（石川眞男君） 休憩します。2 時 45 分再開します。

午後 2 時 31 分休憩

---

午後 2 時 45 分再開

議長（石川眞男君） 再開いたします。

---

議長（石川眞男君） 次に、10 番川端宏和議員の発言を許します。

〔 10 番 川端宏和君登壇 〕

10 番（川端宏和君） 議席番号 10 番川端宏和でございます。議長の許しを得ておりますので、通告書に基づき質問させていただきます。

100 年に 1 度と言われるこの不況下において、企業は日々倒産の危機にさらされているのが現状であります。このような状況におきまして、当町も企業に対して緊急支援策として、県の支援策に即した中小企業等のための経営サポート資金、保証料の 2 分の 1 補助を開始、また 1 月には不況対策室を設置し、住宅支援、緊急雇用対策等新年度予算に計上してあります。家で家計を守る者たちへの生活支援ができないと考え、今回の質問といたしました。

景気後退が深刻化する中、先が見えない状況において生活支援も必要でないかと思えます。国での 2 次補正関連法が成立し、定額給付金の実施が確定いたしました。前段の議員からも質問がありましたが、私なりの視点において伺います。他の地域においては、地元の消費拡大等でいろいろアイデアを出し消費を促しております。当町においては、地元の活性化に対し検討はなされなかったか、これに関しても筑井、寺田両議員の質問により出されていますが、違った視点より伺います。

最後に、スマートインター周辺の企業進出についてであります。23 年度、スマートインター、また 25 年度には広幹道暫定 2 車線で供用開始が示されました。これにより、交通の利便性が飛躍的に拡大すると思われます。当然量販店などの進出が考えられ、既に幾つかの企業が名乗りを上げていると聞いておりますが、実態はどのようになっているか伺い、1 回目の質問といたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君登壇 〕

町長（貫井孝道君） 10 番川端宏和議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、地域経済活性化のために今何ができるかということでございます。地域経済活性化のための施策についてのご質問について、家計への緊急支援につきましては、現在国で進めております

定額給付金事業がございますので、国の関連法案成立後は、この事務を速やかに進めることで対応してまいりたいと考えております。これは、先ほど私が述べたとおりでございます。この定額給付金事務につきましても、さきの寺田純子議員の質問にお答えしたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、スマートインター周辺における商業施設進出についてという質問でございます。関越自動車と東毛広域幹線道路の交差部分にスマートインターの設置が、平成23年に暫定で完成予定であることはご案内のとおりであります。スマートインターの設置計画が発表されてからは、集客力にすぐれた立地条件に恵まれていることから、数社の大型店舗が進出したい旨の打診をしてきております。今後は玉村町の産業発展と町民の利便性を図るため、第5次計画及び総合計画及び都市計画マスタープランの見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

私は、このスマートインターの完成によって、玉村町のすべての交通形態から産業形成、そのほかの面で大きく変化していくと考えております。この変化に取り残されないように、玉村町としては十分に検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 自席におきまして、2回目の質問に移らせていただきます。

この給付金に関しましては、先ほど寺田議員、またきのうにおきましては筑井議員のほうから質問が出されまして、詳しく答弁を聞いているわけですが、玉村町におきましては、一応きょうの説明によりますと、給付は5月下旬または6月上旬ということ聞いておりますが、今何が必要かと。やはり生活支援なのです。そういう観点からすると、5月下旬、6月では、この給付の意味が全くないと、私はそう考えるわけですが、その辺に關してもう一度答弁をお願いいたします。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 確かに出れば早くもらいたいというのが人間の心理でございまして、午前中の中で総務課長のほうからいろいろ説明がありました。玉村町としても、これは早くやりたいということは基本でございまして、銀行の振り込み状況だとかいろんな面で、多分あれば銀行が、このくらいあれば遅くてもできますよという、そういう期間を言ってきたのだと思います。ですから、これから銀行等と折衝して、銀行の事務手続を早めるということを交渉していきます。そういう中で、今川端議員が申したとおり、やっぱりくれるのなら、早くもらったほうがいいよという、これはだれでも考えることでございますので、一日も早く町民の皆さんに届くように、これからいろんな方策を考えながら事務処理をしていくということをお伝えしたいと思っております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10番 川端宏和君発言 〕

10番(川端宏和君) ぜひ早目な対応をしていただきたい。新聞におきまして、3月中の自治体も含め全体の84.5%が4月までに支給と。これもみんな銀行からの振り込み等多いわけですが、よその自治体においてできるものが玉村町においてはできない、そんなはずはないと思いますので、その辺も町長も元何とか金庫の幹部でありましたから、その辺の事務処理はよくわかっていると思いますので、その辺はしっかりと早目に。きょうも傍聴者はかなり見えていますので、5月下旬から6月上旬、そういうのではなくて、例えば4月後半にはできると、そのくらいな意気込みはどうでしょう。

議長(石川眞男君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言 〕

町長(貫井孝道君) ご期待に沿って4月上旬からなんてことは、今の私の段階ではまだ言えないのですけれども、それに向かって、一応群馬県各市町村は、今までずっと事務準備は県の指導のもとで一緒にやってきました。ですから、県内の市町村はそれほど差が出ないと思うのです。ですから、高崎市、前橋市が4月の幾日ごろからできるということであれば、玉村町もそれに大体沿って私はできるのではないかなと、銀行のもとで折衝すれば。ただ、金融機関が群馬銀行とゆうちょ銀行に限られているというところが、その辺がちょっとネックかなと思うのです。玉村町の場合は群馬銀行1つ、ゆうちょ銀行1つでございますので、大きい町へ行きますと支店がいっぱいありますから、銀行かなり使えるのですけれども、それがちょっと2つしかないというのがネックかなと思うのですけれども、それでも皆さんがこれほどせっついているわけでございますから、それに期待をするように頑張りましょう。

議長(石川眞男君) 川端宏和議員。

〔 10番 川端宏和君発言 〕

10番(川端宏和君) 群馬県においても、高崎市など一番人口が多い中においても、500人体制の職員をつぎ込んで早目に出したいという意気込みでやっています。ネックは銀行だけというわけではないのではないですか。やはり職員のまずやる気を出していただいて、一日でも早く、生活支援のものでありますから早目に、あさってあたりの新聞には、玉村町は4月になったと、そのくらい出るような形でお願いしたいと、そのように思いまして、次に移らせていただきます。

また、これもさっきの寺田議員のほうからも、定額給付金にあわせたプレミアムつき商品券の発行はどうかと。先ほどの答弁におきましてはメリットがないと、そのようなお答えでしたが、もう一度そのメリットに関して、高井課長どうでしょう。

議長(石川眞男君) 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長(高井弘仁君) 先ほどの寺田議員さん、また昨日の筑井議員さんのときにもお答えはしましたが、メリットが全くないとかそういう話をしたわけではございません。商工会との話し合

いの中で、商工会のほうとしても、そこまで効果が期待できるかという部分に一抹の不安があるというようなことであります。町としましてもその辺の話し合いをした中で、今回は見送ってもいいのではないかということになったわけでございます。

なお、今回の定額給付金につきましては、何といたしましては消費者のほうの要するにニーズと申しますか、消費者がどのようなものに使いたいかということが、何といたしても一番大事なことはないかと思えます。その辺を先ほど寺田議員さんもおっしゃっていましたが、商店なり企業のほうが一生懸命いろんなメニューを作成しまして消費者に訴えていく中で、消費者がそれを選んでいくというのが、一番ベストな定額給付金を使う使い方ではないかというふうに考えております。そういうものから、一番使いやすいのは現金であるということではありますが、プレミアムつきの商品券につきましても、春祭り等で商工会のほうも考えているということでもありますので、ぜひその辺をご理解願いたいと思えます。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10番 川端宏和君発言 〕

10番(川端宏和君) この答弁も、先ほどの寺田議員さんの答弁において聞いてあるわけですが、商店の玉村町共通商品券取扱店一覧、こういうのも見た限りはいろんな業種が入っているのです。私も知らないお店だとかそういうものがいろいろ入っているわけですが、これにおいて、今が、このときがチャンスだと思うのです。商店に関して、商店の活性化にしても。だから、まだ決して私は遅くないと、そのように感じているわけです。いろいろ調べますと、割り増しに関してあるところでは、これは福井県の池田町ですか、これに関しては福井県、1セット5,000円、1,000円券5枚つづりのプレミアム割増し商品券、地域応援券を3,000円で販売する。実に割増率67%も超えるようなあれを打ち出しているわけです。要は町の工夫と努力で、いろいろこういう玉村町にしかできないあれができると思うのです。玉村町をとりあえず売ると、そういう形に使っていければ、私はいいのではないかと、そのように考えるわけですが、その辺は商工会とゆっくり話はしたのでしょうか。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） その辺のゆっくり話をしたかという話になりますと、そうゆっくりもしてられない状況でありましたので、そこまではしておりませんが、いずれにしてもプレミアムつきの商品券を町がプレミアム部分をどのくらい出すかとか、そういう話の中はさせていただきました。その中で、よくある話が20%のプレミアムつきというのが多いパターンでありまして、10%を商工会が持って、10%を町が持つとか、そういう話がかかなり今の状況では多いかと思えます。その話をさせていただきました。その中で商工会さんのほうは、やはり今言われた、83か4団体ぐらいの商工会に加入のお店が玉村町はあると思いますが、その中で44件程度。平成19年ベースでプ

レミアムつきの商工会のあれを発行したときに、使用したところが44%ぐらい、金額にしますと七十何%が大型店で使ったという状況もありまして、商工会さんのほうとしましては、10%もなかなか出しづらいというふうな感触がありました。

そういうふうな状況であります、何しろ先ほども申し上げましたとおり、商店なり商工会のほうで、我々はこんなようなことをやりたいのだというような強い意欲等が一番重要なことではないかと思っております。そういうことに対して町のほうでいろいろ考えさせてもらって、補助なり負担をしていくということが、一番大事なことではないかと思っております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 高井課長の説明を聞いているとなるほどだと、すぐ思ってしまうのです。さすが課長はすごいなと。私の業界から言わせると、きのうまで大工さんをしていたのが、いきなり電機屋さんになったような課長ですから、それがいきなりすべてにおいて的確な回答ができると、本当、頭が下がる思いですが。そこで、今回の給付の目的は生活支援でありますから、そういう観点からもっと玉村町としては早くアイデアを出して、こういう形でやっていったらよかったのではないかと、つくづく思っております。今回はまだ間に合うと思しますので、もう一度考えていただきたい、そのように思います。

次に、スマートインター周辺における商業施設進出について、これは町長の施政方針にもあります東毛広域幹線道路及び高崎スマートインターの完成に合わせ、周辺の開発について引き続き検討していくと。その旨答弁にありましたが、説明を聞いておりますと、物産館等を一応考えていると。設置検討委員会との話の中ではどのような具体策が出てくるか、これから話し合いということ聞いていますが、開発というのは物産館程度のことなのか、まず町長にお聞きしたいのですが。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この開発は、物産館もそこに入りますけれども、高崎市と一緒に今スマートインターをつくっておりますので、その周辺整備については、今後高崎市と協働というのか、地域がつながっておりますので、勝手に何かをつくるのではなくて、お互いに話し合いをしながら、両方のほうで両方の住民がメリットがあるような形で周辺開発をしていこうということで、一応下話はしております。その中に玉村町独自としては、物産館というより道の駅をつくった中で直売所ということで、JA、商工会、そして町という形で19年度から懇話会という形で話し合ってきました。たまたまそこにスマートインターができるという話になってきたわけございまして、それまではどこの場所かというとどこまでいかに、町として一つの核になる直売所をつくらうではないかという話できたのですけれども、そこにスマートインターの話が来たということで、今度は場所的にはスマートインター周辺が非常に適地ではないかということで、今話が進んでいるという状況でございます。



議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10 番 川端宏和君発言 〕

10 番（川端宏和君） 当然、今度問題となってくるものが土地利用です。今スマートインター周辺はほとんど農地、そういう形において、今回広域幹線道路におきまして、北側に寄せた暫定 2 車線ということで空き地ができると。とりあえずその空き地におけるの検討なのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

議長（石川眞男君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） この空き地は県の所有地でございます。あそこは国道 354 バイパスでございますので、県の所有地でございますから、一応県の意向を聞かないとあそこを利用できないということで、今まで南側があくということで、県とは水面下では話をしてきました。公共的な要素があるもの、そして道路に関連するもの、それで地域住民にメリットがあるものと、こういう要素であれば、県としてもこれは十二分に検討の上にはのるのではないかとということを伝えてきました。ですから、まだ具体的にその土地を借りるとか借りないとかという話までまだいっていません。ただ、県との話はそういう要素がある場所であれば、県の所有地でありますから、玉村町さんがそういう計画があるとすれば、相談に乗りますよというところでございます。これからもしそこに道の駅をつくる、直売所をつくるということになれば、正式に県のほうに申し込みするわけでございますけれども、今のところまだそこまではいっていません。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔 10 番 川端宏和君発言 〕

10 番（川端宏和君） この進出企業におきまして、今各地域でスーパーセンターと言われる大きな、そこで何でも買い物ができる、洋服から食品から、そういう多目的なスーパーセンターと言われる企業が進出してきているのが現実だと思うのですが、きょうの新聞にもベイシアが藤岡北部に大型 SC、これはスーパーセンターのことなのでしょうが、インター周辺に進出、11 月ごろまでには完成を願いたいという新聞記事にもありましたが、玉村町において経済効果が期待できるようなこういう企業誘致というのは、今後必要になっていくのではないかと、私はそう思うのですが。ただ、玉村町においては、基幹産業は農業ということもありまして、その辺は難しい問題もかなりあると思われませんが、その辺に関してはどうでしょう。

議長（石川眞男君） 経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） 川端議員がおっしゃっております商業施設進出についてということで、やはり一番問題になることは、まず農地のところでないと、そういうようなスペースはなかなかとれないということにありますので、農振地域をそういう商業区域と申しますか、市街化区域と申し

ますか、そういうふうにはまず編入をしないと、こういう施設はできないということでもあります。それで、都市建設課長がおるのですが、都市計画のほうの要するに見直しというものについては、おおむね5年をめどに行うということでありまして、実は今年の8月が5年目の区切りで、都市計画の市街化区域の見直しを検討する時期であります。そこに間に合うかどうかといいますと、絶対にそこでは間に合わないのは確実なことでありまして、そうすると次の5年後までにいろんな進出企業との調整、一番大きなのは、やっぱり先ほど言いました農林調整でありまして、農振地域を果たしてそういうふうな商業区域にできるかどうかという。これは、面積によっては国の許可まで必要でありますので、国と協議をその5年間でして、協議が調えば、その5年後には市街化区域のほうに編入するというようなこともなるかと思えます。ただし、その前段として、当然町の総合計画、さらには総合計画等で位置づけがないと、農振のほうの除外のほうはまず無理だというふうなことは検討既に始めておりますし、そういう状況の難しさがあるということでもあります。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） マスタープラン等の見直しも今後は図っていかなくてはならないということと理解はしているのですが、スマートインター及び広幹道がとりあえずは5年後には2車線で供用開始ということなのです。この見直しに関しても5年後ということになると、そこから倍という、なかなかこれはきついかないと、そのように思うわけですが、結局難しいことは私には、その辺の農地法だいろいろちょっとわからないところがあるわけですが、現にそういう企業等がオファーに来ているわけですから、そういう形において玉村町としても受け皿をつくっていただいて、話をきちっと持って行っていただきたいと。

議長（石川眞男君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 太田 巧君発言〕

都市建設課長（太田 巧君） 受け皿づくり、きちんと準備始めなさいということだろうと思うのですが、ただいま経済産業課長からお答えをさせていただきましたとおり、今日本の食料自給率40%、数年前には40も切ったというようなお話なのですが、農業公共投資がされておりますというふうなことで、いわゆる農林協議、農林調整につきましては、相当の期間を有するということでもあります。今現在、東部工業団地西側の一部拡張ということでお世話になりました。ただいまお話ありましたように今夏、夏8月ぐらいには市街化区域に編入をされるということで、いろいろ関係者の皆さんにお世話になっているところであります。そういうふうなことで、先ほどご質問者のお隣の藤岡市でしょうか、大型ショッピングモールの進出というようなことも例題でご質問されておりますのですが、やはり企業にしてみれば、当然将来的ないろんな資本投資ということで、相当熟慮されている中でのそういうふうな計画だろうと思うのですが、企業は進出したい時期がいわゆる現在だということですが、多分どのそういった企業の代表者の方に聞いても言われているのです。

うちのほうで市街化区域の編入ということで、定期見直しになります。先ほどお話をされているような5年ごとというようなことになっておりますので、その辺につきましてはただいま第4次総合計画も展開されておまして、ちょうど見直し時期等も迫っておるということで、これに関連いたしまして都市計画のマスタープラン、この辺についても先ほどご質問者言われるように、受け皿づくりとしてのそういう変更といいたいまいしょうか、その辺のところも検討してみたらということで、確かに定期見直しが基本で農政調整ということもあるのですが、そういったマスタープラン上の関係につきましても、鋭意これからまた研究してまいりたいと思っております。

議長（石川眞男君） 川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） 現在、玉村町においても税源をふやすと、そういう形から企業誘致室等をつくり、企業を誘致しているわけですが、玉村町においてはとりあえず受け皿がないというのが現状だと思いますが、企業が進出する際にはぜひ窓口を一本化、今企業誘致室というところが窓口になっていると思うのですが、その企業誘致室の充実をもう少し図っていただいた対応を、今後企業としていただきたいと。そうでないと、企業誘致したいといっても、なかなか来る企業、話ができないのではどうしようもない。そういう形を私は思っていますので、とりあえずこの企業誘致室に関しましてももっともっと、今の室長が悪いとは決して言っているわけではないのですが、もっと充実した対応をとっていただきたいと。

結局玉村町において、私は何回も人口減に関して常に言っているわけですが、定住人口等を進めていく中においても、こういう商業施設なり企業を多く持ってくることに於いて、若者も残っていくのだろうと、そのような感じを持っておりますので、行政としてもきちとした方向性を持ってやっていただければいいのではないかと、そのように思いまして、きょうは早いです、終わりにいたします。

---

議長（石川眞男君） 最後に、11番町田宗宏議員の発言を許します。

〔「資料を配ってもらうのがあるので」の声あり〕

---

議長（石川眞男君） では、休憩して。

午後3時15分休憩

---

午後3時20分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

---

議長（石川眞男君） どうぞ。

〔 1 1 番 町田宗宏君登壇 〕

1 1 番（町田宗宏君） 人間は何歳になっても、人様から褒められますとうれしいものでございます。私ごとで恐縮ですが、昨年の 1 1 月の秋の叙勲で、天皇陛下から瑞宝小綬章という勲章を与えられまして、皇居に参上いたしまして勲章をいただいてまいりました。大変うれしかったです。先般、石川議長さんは、群馬県町村会会長さんから、長年にわたる議員としての功績に対しまして表彰をされました。また、全国町村会会長さんから、議長としての功績が認められまして表彰をされました。大変素晴らしいことございまして、心からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。私の質問は、先般の予算特別委員会におきまして審議をした事項も含まれておりますけれども、重複をいとわず質問をいたします。余り難しい質問ではございませんので、明快に答えていただきたいと思います。

まず、1 点目に平成 2 1 年度施政方針についての質問でございます。平成 2 1 年度の経済情勢をどのように認識をし、町民に与える影響をどのように考え、平成 2 1 年度予算案にどのように反映させたかについて伺います。

2 点目の質問です。経済不況対策についてであります。日本は昨年の秋以来、1 0 0 年に 1 度と言われるほどの経済不況に見舞われております。この経済不況の苦しみを町民とともに分かち合うとともに、経済的に特に苦しんでおられると思われる子供を持つ家庭の家計を少しでも助けるために、平成 2 1 年度において次の施策を実施していただきたいと思います。

1 つは、町長以下の特別職、管理職、ここの前に座っておられる方々のことでございます。給料を減額していただきたい。群馬県下の皆さんのこのような同じようなレベルの方々の給与は、5 % から 5 0 % ほど削減をされておるわけです。3 分の 2 の町村がそのようになっております。

2 つ目は、幼稚園の授業料を 2 0 % ほど減額をしていただきたい。

3 つ目は、保育所の保育料を群馬県下で最低レベルの額に減額をしていただきたい。

4 つ目は、小中学校の給食費を 2 0 % 程度減額をしていただきたい。

3 番目の質問でございます。廃棄物の埋立地の調査と有害物質の流出と蒸発調査についてでございます。大東亜戦争後、どこの市町村でも廃棄物をいろんなところに埋めました。私の生まれた現在の高崎市の下滝あるいは上滝とか、そこら辺でも廃棄物を穴掘って、そこに捨てて埋めたのです。玉村町もそれと同様に廃棄物を埋めたと、このように聞いております。その廃棄物が年月を経て、その中に含まれていた有害物質が流れ出たり、あるいは発酵して蒸発をするようになったと、こういう話を町の人から聞きました。本当かどうかわかりません。しかしながら、これが本当だったら大変なことだと思います。玉村町は、あんしん安全なまちづくりということで標榜をしているわけですが、そこでこのあんしん安全なまちづくりを重点施策として掲げた平成 2 1 年度において、廃棄物埋立地の調査を実施するとともに、有害物質の流出、蒸発の調査を実施していただきたいと思います。

2 つ目は、平成 1 9 年度に町が 1 , 0 0 0 万円で購入をした角淵の 4 7 1 7 番地と同 4 7 1 8 番地

の土地も、かつては埋立地であったと聞いております。これは本当かどうか。町はこのことを知っていて、この土地を購入したのかどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 11番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、私の21年度施政方針についての質問でございます。21年度の経済情勢をどのように認識し、町事業にどのように反映させたかとの質問でございますが、21年度の経済状況につきましては、100年に1度の大不況と言われているとおり、非常に厳しい状況になると考えております。町民に与える影響につきましては、町内企業におきましても仕事が非常に減少している状況にあると聞いております。21年度予算におきましては、こうした状況により、不況対策として前年度より不況対策室を設置し、サポート資金の保証料の一部補助、あいた町営住宅を利用した住宅支援や臨時職員の緊急雇用対策など、町民の生活の安心を確保するための予算を20年度に引き続き計上しております。また、町予算も厳しい状況であります。町民が安心して生活が送れるように、福祉医療費補助の拡充や妊婦健診14回までの無料化、特別養護老人ホーム建設のためのふるさと融資資金など新規事業の予算計上をしております。また、公共事業でも後退することなく、玉村中学校の建設、第三保育所建設など、計画どおりに事業を進められるように予算計上をしております。

続きまして、不況対策についての幾つかの質問がありますので、お答えいたします。また、幼稚園、学校関係につきましては、教育長のほうから答えさせていただきます。

我が国もアメリカ発の経済不況に巻き込まれ、大企業やそれを下支えしている中小企業にも影響が及んでおり、大規模なリストラや非正規社員の削減が行われたり、一時帰休やワークシェアリングを取り入れたりして対応しているのが現状であると考えております。町も例外ではなく、過日経済産業課に設置いたしました不況対策室の相談窓口では、テレビや新聞等で報じられているとおり深刻な相談が寄せられ、町民の方たちが不安で厳しい状況下に置かれていることと認識をしております。私はもとより、職員に対しても全体集会や経営会議を通じ、大変な状況を自分の身に置きかえ、親身になって町民に接するように話をしているところであります。

町長以下三役の報酬につきましては、平成15年7月に10%の減額を実施し、現在に至っております。額は、群馬県内の類似規模の町村と比較しても、適切なものであると考えております。また、管理職員の給与についてでございますが、一般職の給与は人事院勧告に基づき決定しております。この方法につきましては、現在公務員制度改革の中で議論をされているところでありますが、民間企業に勤める労働者の給与と一般職の国家公務員の給与水準を毎年調査し、比較検討して格差をなくすため勧告が出されているものであります。民間労働者の給与の下落は1年おくれで勧告に反映され、職員の給与に反映されます。不況を克服し、民間労働者の給与が上昇した場合でも、職員の給与に反映

されるのは1年後でございます。よって、今後不況のもとで業務がふえる一方、給与のほうは下がっていくものと思われます。つきましては、現行のままとし、人事院勧告を尊重していきたいと考えます。この経済危機に対しましては、実質的、効果的な施策を実施することが必要であり、町長としてその職責の重さを再認識するとともに、町民一人一人が安心して生活ができるよう、今後も職務に邁進してまいります。

続きまして、保育所の保育料の減額でございます。保育所保育料につきましては、さきの議会、12月定例会においてお答えしましたとおり、今回の使用料等検討委員会で改定の手続を行うのが適正という結論をいただきました。それにより、平成21年4月より保育所保育料の改定をいたします。この改定は、適正な保育料を徴収するというものでございます。

続きまして、幼稚園と学校給食につきましては、教育長のほうより答弁いたします。

最後の問題でございます。廃棄物埋立地の調査と有害物質の流出、蒸発調査についての質問でございます。廃棄物の埋立地の調査と有害物質の流出、蒸発調査についてお答えいたします。まず、埋立地の調査と有害物質の流出等の調査につきましては、議員からのご質問によると、最終処分場跡地から有害物質の流出、また有毒ガスの蒸発があるとのことですが、町ではこの苦情や情報を確認しておりません。ご質問の当該土地については、クリーンセンターの焼却灰の埋め立てを平成3年から9年にかけて行っておりました。水路のある小さなくぼ地を利用し、その水路にはボックスカルバートを伏せ、擁壁で囲い、焼却灰が流出しないように施工しました。埋め立てる焼却灰については、消石灰処理をしてサンドイッチ方式で埋め立て、最後に1メートル以上の覆土施工を行い、原状復帰をいたしました。当時の日本では標準的な埋め立て方法で、地中にある限り性状は安定していると考えられます。

水路の水質については、毎年3回の検査を行っております。この検査は20年以上前から続いて町で実施しており、「玉村町の環境」にも載せており、検査結果は他の水路や河川と比べても特段変わった様子もなく、また今まで周辺の木々や植物が枯れたり、下流の魚をはじめ周辺の動物が死んだりする報告も受けていないので、生活環境は良好に保たれていると考えております。よって、今現在行っている調査で十分であると考えておりますが、必要に応じて安全性を高めるため緊急調査を行うとともに、今後もこの方法で環境に関する監視を続けていき、また他の処分場跡地周辺についても同様に監視を継続して行いたいと考えております。

続きまして、角洲4717番地と同4718番地の用地についての質問でございます。平成20年1月に公園用地として購入をいたしました。かつては焼却灰の最終処分場として利用していた用地であったということは承知をいたしております。特に近隣の町グラウンドゴルフ場の利用も盛んになってきており、本コースの芝の養生期間で使用できない期間の利用者の利便性も考慮できるものと考えております。今後は何ホールの整備が可能か検討し、グラウンドゴルフ場としての整備をしていきたいと考えております。関係経費として、21年度当初予算の公園費に50万円の測量設計委託料を

計上させていただいております。

以上です。

議長（石川眞男君） 教育長。

〔教育長 熊谷誠司君登壇〕

教育長（熊谷誠司君） それでは、経済不況対策についての幼稚園と学校給食について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、幼稚園の保育料を減額することということについてお答え申し上げます。このことについては、さきの議会、12月定例会においてお答えしたとおり、幼稚園保育料につきましては今回改定は行わず、平成21年度が手数料、使用料を見直す時期でありますので、使用料等検討委員会で保育料はじめ、各種事務手数料、施設使用料等の適正について見直しを図ることになっております。今申し上げたことにつきましては、幼稚園の保育料の取り扱いについてということでございますけれども、議員がおっしゃる減額というのは、町が一部補充すると、そういうことだろうというふうに思います。20%ということでありまして、この減額について、この幼稚園というのが私にはよくわかりませんが、玉村町には公立が2園、それから私立が1園あります。しかしながら、玉村町の幼児を抱えている家庭の子供さんが入所、通園をしているというのは町外にもありますので、どういう対象で言っているのかということでありまして、町外の幼稚園であるとすれば、教育委員会で減額というふうな対応にはならないで、町とともに考えていかなければならない問題だろうというふうに思っていますし、幼稚園だけの問題ではなくて、やはり幼児を抱えている保育所の問題等の連携もあるかというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、小中学校の給食費用を減額することということについてお答え申し上げます。一昨年の11月ごろから、世界的な原油や穀物価格の高騰をはじめとして諸物価が値上がりし、学校給食用物資も同様の状況に置かれています。そうした中であって、給食センターではさまざまな工夫で給食費用を値上げしないよう努力をして、今日に至っています。例えば見積もり合わせの際、安全を確認しながらできるだけ安価なものを選ぶ、デザート回数やパンにつけるジャム類の見直し、基本物資、御飯やパンでございますが、基本物資の加工の見直しをするなどなどがございます。しかしながら、献立の苦しいやりくりが続く中、来年度は乳価の値上がりや夏季、秋季休業日の変更により、授業日数の増加に伴う給食実施回数の増加等、これまでの工夫と努力だけでは、今の給食水準を維持することには大変厳しい状況になってきております。成長期にある子供たちの健康増進と栄養のバランスを考え、喜ばれる給食を提供するために、今後もこれまでの給食水準を保持し、食材の質を落とさず、給食回数も減らさず、安心して安全な給食を提供していく努力をしてまいりたいというふうに思っております。

しかし、限られた予算で対応していくのには限界があり、また学校給食を生きた教材として児童生徒に食育をしていくことも難しく、逆に今の状況から言いますと、給食費の値上げを考えなくてはな

らない時期に来ていると思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。経済的に苦しい家庭に対しましては、教育扶助や就学援助制度の活用を奨励するとともに、就学援助事業の充実をより一層努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 1 1 番 町田宗宏君発言 〕

1 1 番（町田宗宏君） それでは、平成 2 1 年度の施政方針に関する質問からしたいと思います。本席から行います。

町長は施政方針の中で、物に恵まれ、自分さえよければよしという風潮がふえているが、今この生き方を変える時期でありますと、このように述べておられます。価値観を変えなければいかん。全く同意でして、この施政方針をされて休憩室へ帰りまして、町長も議員の休憩室に入ってこられました。私は、町長の施政方針のあの考え方は、全く大賛成ですという話をさせていただきました。皆さんのお手元に謝辞というのを配らせてもらいましたが、これは 2 月 1 日に私ごとなのですが、先ほども申し上げましたが、私は叙勲をいただいたということで祝賀会を高崎で実施してくれたのです。その最後に、私がお礼の言葉を述べさせていただいたのですが、その最後にところに、非常に不況の時代になってきたと。このときこそ真の日本の心を持つような日本人を、一人でも多く育てていきたいと、今後の私の考え方を述べさせていただいたのですが、町長のこの考え方も全く同じであろうと思います。

もう亡くなって、おられないのですけれども、群馬県の誇る福田赳夫首相がこんなことを私に教えてくれました。日本は物で栄えて心で滅ぶという話をるるしてくれました。町田さんは、自衛隊でそういう精神的なものを随分勉強してきたでしょうから、いずれそういう日本の心のようなことについて、活動してくれないかということでございました。それで、その後私は機会あるごとにいろんなところで、本当の日本の心を持った日本人を育てたいのだと、本当の日本の心というのはこういうものだということで、私なりに整理してずっとやってきたのですけれども、いみじくも町長がそれと同じようなことを述べられておりますけれども、実際にこれを実現するために、町長はどのような方法を考えられておられますか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） よく 1 0 0 年に 1 度の大不況と言われておりまして、大変な時代でございます。こういう時期というのは、自分一人だけよければいいよという、そういう考えではこれを乗り切ることはできない。みんなして協力をしてこの難局を乗り切る。国会においても大変議論をされておりますけれども、なかなか我々が見ていて、みんなして協力してやっているのかなというような疑問がありますし、そういう今の日本の現状でございますけれども、小さな町や村はそうではなくて、自



分の足元からいろいろ考えながら、みんなして協力していい町をつくり、いい生活ができるように協力、努力をしようというのが、この大不況を乗り切る私は一つの要素かなと。そういう面では、戦争経験をした我々の先輩の考え方、一人だけは生きられない、死ぬときはみんな一緒だというそういう修羅場をくぐってきた、私はそういう先輩の人たちの経験というのはうんと大事なかなと思っておりますし、そういう人たちの考え方を聞きながら、我々が今度は我々より若い人たち、それを伝えていかななくてはいけないかなと考えております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） 大変立派なお考えだと思いますが、私は町長が、町のトップである町長が模範を示すことだと思うのです。率先垂範をするということが、一番大切だと思うのです。したがって、100年に1度と言われるこの不況の年度を迎えるに当たって、自分はどうなってもいいと、10%や20%給料減額したってもいいのだと。町民の皆さんは、町長よりももっともっと苦しんでいる人がたくさんいるのだと。先ほどそう述べられましたね、苦しんでいる人がたくさんいると。私は、そういうことだと思うのです。その苦しみを町長が町民とともに分かち合うのだと。それが、そういうことをすることによって、町長と町民のきずなが強くなってくる。私は、真の日本の心の一つに、そういうことがあるのだと思うのです。町長、いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 大変私のことを心配していただいてありがとうございます。町田さんが私のことをそれほど思っているとは、今まで感じなかったのですけれども、きょうこの場で余りに私のことを心配してくれるということで、本当に感謝をしている次第でございます。町民とともに協働のまちづくりということで、みんなして苦勞を分かち合い、楽しさもみんなして分かち合おうという、そういう気持ちでございます。これからのやっぱり日本の世の中というのは、そんなような形でいかないと、生きていけないのではないかなということ、私も十分感じております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） 午前中に原幹雄議員が言っていましたね、日本一を目指そうではないかと。全く同意です。私は、日本一ではなくて、世界一ぐらいを目指したいと思うのです。それがためには、やっぱりトップが日本一なり世界一を目指していかなければならない。給料は安くたって全力投球だと、そういうトップが出て初めて町民が、よし頑張ろうと、町のためにみんな心を合わせて、協働のまちづくりでやろうではないかというぐあいになるのだと思うのですが、町長いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 大変ありがたいご忠告をいただきまして、ありがとうございます。本当に日本一、世界一を目指す。玉村町そのものは、本当に今群馬県でトップの町でございます。いろんな面で周りが注目しておりますし、私も職員には周りの市には負けない職員であると思っておりますし、そのように努力をしようということで進んでおります。また、町民の皆さんも、大変玉村町の皆さんは思慮深くて、いろんなことでいい考え方を持っている。特に去年の私の選挙で示してくれた皆さんの力というのは、周りの町村が大変感銘しております。玉村町の人というのは、ああいう選択をするのかということで、それは私に対してということではなくて、いろんな面ですごい選択をした。そのために町は混乱をせずに、みんなが穏やかな生活ができていないかということで、大変町民の皆さんの見識に感銘しているのが、今の玉村町の現状でございます。

その中で、私も町長という立場でございますから、皆さんのトップに立って努力をする。今まで以上にこれは努力をしていかなくてはいけないし、役場職員についてもそんなような気持ちでこれから努力していこうということで、常日ごろ職員に叱咤激励をしているわけでございますけれども、努力というのはいろんな面でございますので、余り小さいことで努力も必要ですけれども、大きな努力をしていくということで、天皇陛下の前まで行った人ですから、余り小さいこと言わないでもっと大きな気持ちで世の中を見ていくという、我々の先輩として我々を指導していただくということがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） 大堤もアリの一穴から崩れると。いいですか、あんなでかい堤防が、あんな小さなアリの穴あけただけで、堤防が崩れて大水になるということがあり得るのです。小さなことをおろそかにしない。また、今町長は、玉村町は群馬県一だと思っていると言われましたけれども、群馬県一の町が何で人口が減るのでしょうか。私は、そういうことはないと思います。町長のうぬぼれではないですか。自信過剰ではないですか。人間は、もうこれで一番になったと思ったら進歩ないのです。私は、今のは大間違いだと思います。何で人口が減るのだと、では。町長いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 人口は3万8,300人を頂点としまして、それ以後は横ばいから微減、徐々に減っているというのが現状でございます。今3万7,900をちょっと割り込んだところでございます。ここ5年間ぐらいで年間で50人から100人減っていく。去年はちょっとふえました。だけれども、また少し減っているというのが現状でございますので、この人口をふやすということは、本当に町全体で考えなくてはいけないことですし、今後も人口がふえることによって、町が安定していく、財政的にも安定していくということは第一でございます。私は、この町の財政状況を責任者として切り回しております。財政的にも玉村町は本当に群馬県一という、これは数字であらわれますから、

群馬県一といっても群馬県一ではないと思いますけれども、群馬県のトップクラスをいっているということをごさいますて、その面でも私は非常に自信を持っております。

先ほど、町長以下給料を減らせと、群馬県一低くしろという、多分そういうことだと思いますけれども、これは常に私が日ごろ考えていることをごさいます。これは財政の責任者としては常に考えております。そういう時期が来たときには、町田さんに言われる前に、私は自分で減らします。そんな心配していただくなくても今は十分でございますから、それより違うことで一生懸命応援をしていただきたいと考えております。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） そうはいかないのです。今も言ったとおり、玉村町は群馬県一だと平気で言える町長ですから、私が言わないとなかなかやらないのだと思うのです。そこで、言います。群馬県下の町村長で給料を減額していない町村、これは何カ町村あると思っておりますか、町長。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 私わかりませんので、調べていないのです。

〔「休憩」の声あり 〕

---

議長（石川眞男君） 休憩します。

午後3時54分休憩

---

午後3時55分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

---

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長（小林秀行君） 減額していない町村は12町村でございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） そうしますと、減額をしている町村は幾つになるわけですか。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言 〕

総務課長（小林秀行君） 町村の数は今26ですので、14です。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番(町田宗宏君) そうということなのです。減額をしている町村のほうが多いのです。5%から50%ですよ。邑楽町は一昨日の上毛新聞によりますと50%減額、しかも副町長、教育長も50%減額と、こういうことでございます。貫井町長の給料は、これは個人情報なのか知りませんが、発表してしまいたいと思うのですが……

〔「いいですよ。広報に載っていますから」の声あり〕

11番(町田宗宏君) はい、わかりました。群馬県下の町村長の中で3番目に高いと。一番高いのは大泉町です。76万9,500円、月額です。2番目が草津町長で76万5,000円です。それで、次いで玉村町町長72万5,000円、榛東村の村長さんが70万5,000円と、こういう格好になっております。人口比からいきますと、本当は玉村町の町長が一番高くてもいいはずでございます。しかしながら、3番目に位をしていると、これはそのとおりでございますが、先ほどの平成21年度の情勢認識、町民に与える影響、これは私と全く同じ認識でございます。100年に1度と言われる大変厳しい時代になると。そこで、去年の12月のボーナスをもらえなかった方、玉村町にたくさんおります。あるいは失業された方もおります。あるいはワークシェアリングで給料が3分の1、30%ぐらい減っている町民の方もかなりおられると思います。また、一昨日の予算特別委員会でも私話しましたが、玉村町のある牛の肥育をされている農家の方が、1頭売ると10万円赤字になってしまうという話しました。そういう方がおられる中で、おれは決められた給料だからもらうのだと。一生懸命やればそれでいいのだと、こういうようでございますけれども、やはり私はそういう方がおられる、苦しんでおられる方がいる。しかも県下の町村長の半分以上の町村長さんが減額をしている。そこで、やっぱり町民のことを真剣に考えれば、また町民の目線で物事を見、考えれば、町のトップとして、おれも少しは自分の給料を下げようと思うのが人情ではないかと思うのですが、いかがですか。

議長(石川眞男君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 忠告大変ありがとうございます。100年に1度の大不況という大事な経済の話をする議会でございますので、私と町田さんでこの話をここでただらしていても、傍聴の人が今帰ってしまいましたけれども、余り実にならないのではないかなと。また、町長の給料というのは私が決めているわけではございませんので、これは町の条例で決まっておりますので、私がどうこうと言える立場ではない。ですから、ここでむやみに100年に1度の大不況の中で、天皇陛下の前まで行った人と私とその話だけをしているのでは、ちょっと時間がもったいないかなと思うのですが、いかがですか。

議長(石川眞男君) 町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君発言 〕

11番（町田宗宏君） 私は、何時間やってもちっとも無駄にならないと思うのです。町民の皆さんが、町長の給料について注目しているのです。いいですか。ですから、もし10%というのが嫌なら1%でもいいです。本当です。町長がそんなに言うのなら、人に預けないで、町長が下げると言えばだれも反対しないです。審議されることはだれも反対しないはずです。だから、1%でもいいですから、給料減額してくれませんか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほど言ったように条例で決まっておりますので、私が決めたわけでもないし、玉村町としての条例で決まっているわけですから、ここで町田さんと話して、では1%下げますからというわけにいかないということで。

きのう、実はこんな話があったのです。私、商工会の青年部の会議に呼ばれまして、こういう情勢でございますので、町としての考え方はいかがかということで青年部の、青年部ですから、大体20歳代、30歳代の方40人ぐらいと懇談会をしてきました。その中でたまたまこういう話が出たのです。町長は、給料幾らもらっているのだと。私は、これは広報にも載っていますから、全部わかっていますから、私はこれだけもらっていますと。ですから、大変皆さんがこれから町長になりたいということで、町の政治に関心を持つように、町長は給料をたくさんもらっていますよという話をしました。そうしたら、ある会員から、何だ、おれより少ないのかいと言われましてがっかりしたのですけれども、商工会の青年部の方々は何かみんな期待外れのような、そんなのでは町長してもしょうがないやという話で話が終わったのですけれども、そんな感じで、私は給料がどうこうというのは今まで余り考えていない。ほかの町のだれとと考えていないのですけれども、これは一番大事なことは、トップとしてどう皆さんのリードができるか。それによって、町民の皆さんが、町長にそんな給料やることはないよ、もっと半額にしろということになるのか、あれだけ仕事しているのだから、群馬県一出してもいいのではないかとってくれるのかということだと思います。その結果は、私は去年の1月の選挙だったと思います。選挙で落とせばいいのです。それが町長の役目かなと思っております。ですから、ここで町田さんと私が1%攻防をしても、余り意味がないのではないのではないかなと。もっといい経済、これからの不況をどうするかということで私は話をするのが適切かなと。

質問には、町長だけではなくて役場職員すべてが入っているわけで、話していると私と2人だけの話になってしまうので、せっかくの傍聴人がいるこの定例議会で、2人だけの話だったら町長室で話をしてもいいし、どこでも話ができるわけでございますから、もっと午前中の原議員みたいに、得々と言いながら非常に厳しい見方をしておりました。ああいう形で私は議論をしたいなと考えております。

議長（石川眞男君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） 若干補足をさせていただきます。他の町村、26あるのですが、削減はこの不況によってやっているところと限りません。不況がある前から削減しているところもありますし、選挙公約で私は50%しますとって当選して、それで50%削減しているところもあると。そういう選挙公約とか、それから非常に苦しい財政事情、そういうものによって要するに削減すると、そういうことでございますので、一律にこの10月からの不況によって削減と、そういうことでございませので、そちらのほうを補足させていただきます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） この件について、町長は何かして逃げようと思って一生懸命やっていますけれども、逃がしません。なぜかという、条例をでは変えますか、変えるつもりありますか、私の意見で。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 大変何と言っていいかわからないような質問なのですが、確かに町田さんはいろいろそういうことで私に対して質問します。例えば年賀状の問題、今回も質問すると思って、私もいろいろ対策を練ったのですが、もう年賀状のことは忘れてしまった。今度はこの給料の話をして、また次にいくとまた違う話になってしまって、行き当たりばったりみたいな話になってしまうので、非常に私もそれを本当に真剣に考えていいのか、また次になったらまたどうなってしまうかわかりませんので、その辺でこの問題は今私がここで、先ほど言ったように下げる下げないの問題ではないので、話をしても、ただ行ったり来たりで1時間かかってしまいますよ。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 年賀状の問題は、出さないでくれてありがとうございました、私には、実名の年賀状。ありがとうございました。私には出してもらえませんでしたよね。それで私はやめたものと思っています。町長の実名の年賀状ですよ。それはそれで終わったと私は思っていますから。この町長の減額は、私は小さい問題とは全然思っていない。極めて大きな問題だと。町長がこの平成21年度の100年に1度と言われる不況の年度を迎えるに当たって、おれは町民の皆さんの苦しみがよくわかると、何%減額するための条例を出す。額は私は10%ぐらい必要だと思ったけれども、いいのです。1%でもいいです。1円でもいいと思うのです。それほど重要だと。なぜかという、やっぱり町民は町長を見ているのです。町民の苦しみ、本当にわかっているのかなと思っていると思うのです。したがって、町長が1%、毎月725円減額するという条例案出してみる。それが通ったとする。そうしたら、町民はなるほどな、さすがだなと、こう思うと思うのです。それが日本一なりの町をつくるもとになると思うのです。町長、いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長、答弁願います。町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 非常に難しい問題でございます。1%とか10%とかというのがありますけれども、これは大変そのパーセントというのは重要で、少ないからいいよというそういう問題ではないのです。多分町田さんは、そういうことで少しでも減額すれば気持ちがいいと。私はわかります、それは。それはわかりますけれども、大きく考えますと、今度は玉村町が町長の給料を減らさなければやっていけないのかという、そういうことも考えられますよね。ということは、町のステータスを下げるといふことにもなります。ですから、私は別にどれがいい、悪いということではないのですけれども、ここで答えると言っても答えるわけにはいきません。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 町民で町長の給料を10%なり1%下げたからといって、町長の給料を下げなければ町はやっていけないのかと、そんなことを思う町民は一人もいないと思います。いないですよ、本当のこと言って。それよりも、町長もそこまでやってくれるのかと。町長だって、親を養老院か何かに入れているのでしょうか。お金かかるでしょう。それにもかかわらず減額すると。大変なことだと思うのです。町民は、今の町長が言ったようなことは考えないと思います。必ず、やっぱり町長は我々のことを真剣に考えてくれている、町民の目線で物を考えてくれる、我々の苦勞をわかっていてくれる、必ずそう思うと思います。したがって、ぜひ私の考えをよく考えて、もう一度答弁してください。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町田さんの考えはわかりました。ですけれども、3万7,900の1と3万7,899の人の意見を比重を考えたら、私は3万7,899のほうの比重をとるということでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 今のはどういふことですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 非常にもったいないですね、時間が。要するに町田さんが1人の意見と、あと3万何がしの意見を考えたときに、私は多いほうをとるといふ、そういうことでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） どういうことかわかりませんが、私も町民の代表で議員になっているのです。町長の給料を減額することについて、私が1人だと思っているのですか。今の言い方は、町民の代表たる議員に対する侮辱だと思います。いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私は、町民を代表して言っているという認識には今は立てない。ただ、議員として町田さんが町民の負託を受けて千何票の票をもらって議員になったということは認めます。でも、といて、今町田さんの意見に私が同調するというわけにいかないということでございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） ああ言えばこう言うでやっていますけれども、もう一度考えてみてください。私の周りにいる人は、私のような意見を持っている人がかなりおります。ここに後ろで傍聴されている方も、私の考えと全く同じだという人も相当おられると思うのです。私が言っても聞かないなら、もうあきらめましょうか。ただ、検討してください、ぜひ。

それから、もう一つ経済不況対策について、幼稚園の授業料を20%ほど減額をしてくれと、保育料の保育料を群馬県下で最低限のレベルに下げてくださいと、あるいは学校の給食費を20%ほど下げてくださいと、こうお願いをしました。それらを全部トータルすると、一般財源を七、八千万円投入しなければならなくなります、私の試算では。その経済大不況のこの年度を迎えるに当たって、七、八千万円の一般財源をそれらに充当するということが、何で町としてできないのですか。町長、いかがですか。

議長（石川眞男君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この給食費だとか幼稚園の授業料とかというのは、相当検討を重ねた中で、その検討委員会がありましてできているわけでございます。それで、ずっと玉村町もそういう中で給食費を幾ら、幼稚園の授業料幾らということで、町そのものが動いているわけです。ですから、バランスというのがありまして、それをこういう時期だからふやしたり減らしたりということは、決してできないことはないですけれども、やはりいろんな角度から考えなくてはいけないことで、一般財源を使うということは、なるべく大勢の町民がそれに恩恵をこうむることが基本でございまして、保育料を払っている、幼稚園費を払っているという人も一般財源を使う権利はあります。ありますけれども、それはそれなりにみんな予算の中で町民の皆さんのために予算を配分しているわけでございますから、今一般財源をそっちに使うということが必ずしもプラスかということとはわからない。

それで、先ほど定額給付金のこともありましたけれども、あれは国がやっていただける。ああやって個人的に家計のプラスになるように、2兆円の金を政府が出したわけでございます。これも最終的



には税金でございますから、自分の金で自分が使うということでございます。それと同じで、一般財源から回すということも税金を投入するということでございますから、全員のものを税金としてそこに一部のために投入するのがベターか、それとも受益者負担というのがありまして、やっぱりずっと過去の流れの中で給食費とか保育料とか幼稚園の授業料というのは、恩恵をこうむる人が払ってきたわけです。その人たちは、それは当たり前だと、そういう日本の経済情勢の中で、そういう形で世の中が来たわけですから、今後すごいそういう形でどうしても幼稚園の授業料が払えなくて、幼稚園に出す人がいなくなってしまうような、そういう状況になれば、これはまた考えなくてははいけませんけれども、今の段階ではそこまでの状況は生まれていません。

はっきり言いまして、定額給付金でも65%の人が、これは余りメリットないと言っていたわけでございます。それで、今度はもらう人が70%は貯蓄にしてもいいよという、そんなデータが出てまして、今は出ましたから、もらった中でこれを自分の生活に使うということになると思います。その使うということが、地域の活性化にもなるということで、この定額給付金をいかにうまく使うかということになると思いますけれども、そういう中で幼稚園、保育所、学校給食費という今までのルールの中で来たのを、簡単に変えるということは、果たしてその後の町の情勢の中でメリットがあるかないかということも考えなくてははいけません。ですから、場当たりのちょっとふやしたり減らしたりということは、これはできないというのが財政を運営する者の立場とすれば基本でございます。

議長（石川眞男君） 町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君発言〕

11番（町田宗宏君） 100年に1度と言われる異常事態です。それで、一番困っている人がだれだと。私は、子供を持っておられる若い人だと思うのです。米百俵の話先ほどしましたけれども、子供を育てるためには、町民の税金は平成21年度に1億円ぐらい使ったってどうってことないでしょう。財政的には大丈夫だと、きのうの村田議員にも言いましたよね。貯金がいれば19億円ほどあると。町債は92億円ほどありますけれども、でも大丈夫だとはっきり言われました。そういう町でありますから、この緊急事態、異常事態に若い本当に困っている人たちに、少しでも町民の税金を分けてやったっていいではないでしょうか。私は、それは大切だと思います。そういうことをやることによって、玉村町はいい町だと思われるのです。それで、若い人が、では玉村町に住もうと、そういう気にもなると思います。若い人が困っていても見向きもしないと。おれの給料は文句言うなど。おれは一生懸命働いているのだから、そんなこと減額なんかするかと。若い人たちが子供を育てるのに困ったって、そんなのはどうってことはないやと、ほうっておけばいいと、そういう町長がトップにいたのでは、私は若い人は玉村町に移ってこないと思います。少子高齢化になる。だから、若い人を一人でも多く玉村町に受け入れるような施策を講じなければならぬと、きのうからも言っていたでしょう。町長、そう言っていましたね。私は、それをずっと聞いています。きょうの午前中だって、そういう話あったでしょう。寺田議員の話の中にもありました。そういうことをやらないで、

群馬県一の町だなんて言えた義理ではないと思います。

私は、町長が本当に真剣に考えれば、今こそ幼稚園の授業料を減らす、保育園の保育料を減らす。保育料、平成21年度値上げするのですから。そんな町に来ますか、本当に。私は、そういうことをよく考えていただきたいと思います。

終わります。

議長（石川眞男君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

## ○散 会

議長（石川眞男君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、13日より16日は休会となります。3月17日は午後2時から本会議が開かれますので、議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時21分散会